

宿持手代と報酬

——三井越後屋京本店の事例——

西坂 靖

はじめに

一 三井越後屋京本店の宿持手代

二 役 料

三 割 銀

四 預り銀の利子

五 預り銀の蓄積過程

おわりに

はじめに

近世の大商家の奉公人は、その大部分が店に住込んで働いていた。しかし少数だが、昇進を遂げて住込みの境遇を脱し、店外に居室を構えて、通勤して奉公する者たちがいた。彼らは宿持手代やどもちまたは別宅手代とよばれた。⁽¹⁾ 主家から雇用

される立場ではありながら、主家の経営を実質的に担う存在であった。本稿は、十九世紀前半の三井越後屋の宿持手代を対象とし、彼らがどれくらいの報酬を得ていたか、それによってどのように蓄財をなしていたかについて検討するものである。

一般に、商家奉公人にとって、主家から得られる報酬は、自らの主体性を保持したまま組織・規律へ服属するための主たる動機・誘因となるものである。一方、主家の立場からすると報酬は奉公人の勤労を調達するための主要な手段の一つになっている。このような報酬に関する検討は、商家奉公人研究の中でも重要な位置を占めるものと言える。しかし、三井越後屋の奉公人の報酬に関する研究は、これまでは主として住込みの手代を対象に行われており、宿持手代については十分な検討がなされていない^②。筆者が過去におこなってきた越後屋の奉公人研究も、「都市住民の一分肢としての住込みの奉公人集団^③」という観点からのものであり、住込みを脱した宿持手代についての検討は不十分なものとどまっている^③。しかしながら、宿持手代が商家奉公人の頂上部を占める存在である以上、彼らについても検討しなければ商家奉公人の全体像を把握することはできない。

筆者は前稿^④において、三井越後屋京本店の元々役をつとめた市川忠三郎という手代のライフストーリーを紹介するなかで、彼の宿持手代における報酬と蓄財の状況についてもその一端を示した。ただ、忠三郎が宿持手代としてつとめた時期が、たまたま報酬関連史料の残存状況がよくない時期に当たっていた。そのため、事例の紹介としては不十分なものであった。

そこで本稿では、三井越後屋の京本店を対象に、宿持手代の報酬について、あらためて検討を試みるものである。その際、報酬の種類ごとに支給額の規程を検討するのみならず、実際に支給された額を、個別の手代の事例に即して確認していくという手立てをもって、この課題に接近していきたい。

- (1) 「宿持手代」と「別宅手代」の二つの語のうち、筆者はこれまで「別宅手代」の方を用いてきたが、本稿ではそれにかわり「宿持手代」の語を使用する。「別宅」は、屋号と暖簾印を許された「別家」と混同される懸念があるためである。もとより史料上は、宿持手代と別宅手代の両者は同じ意味で用いられている。たとえば「忠銀内建帳」（三井文庫所蔵史料 本一九七八・一九七九）では、幕末に至るまで「宿持役料」と記された年季と「別宅役料」と記された年季が混在する。精査できていないが、年代が古い史料では「宿持」のほうが多く、「別宅」のほうが新しいという印象を持っている。
- (2) 三井越後屋の宿持手代の報酬に関しては、『三井事業史 本篇一』（一九八〇年）第三章第一節「大元方の成立と営業店の統合」において、享保四年（一七一九）の本店の名代について役料の年額が紹介されている。また賀川隆行『近世三井経営史の研究』（吉川弘文館、一九八五年）第三章第三節「京本店の資金組織」においては、宿持手代の役料・割銀の概要と店による管理のありかたが述べられている。支給額の具体例としては文政初年の本店一巻の宿持手代二〇名の役料と割銀が紹介されている。さらに樋口知子「越後屋別家上嶋家文書」（『三井文庫論叢』二九号、一九九五年）では、別家上嶋家の初代七郎兵衛（喜三兵衛）が宿持手代だった時期の報酬について紹介がなされている。
- (3) 西坂靖『三井越後屋奉公人の研究』（東京大学出版会、二〇〇六年）など。
- (4) 西坂靖「京本店元ノ市川忠三郎奉公履歴（統）」別宅時代（天保七年〜慶応元年）―（『三井文庫論叢』四一号、二〇〇七年）。

一 三井越後屋京本店の宿持手代

三井越後屋（本店一巻）は一八世紀後半には、京都・江戸・大坂で九つの店舗を構え、一〇〇〇人をこえる奉公人を抱えていた。それらを店々において奉公人を統括する働きをなしたのが宿持手代である。ここではまず、三井越後屋京

第1表 京本店店表奉公人の職階と人数（文政元年春季）

手 目 役 代 平 子 供	名	① 大元	—	宿持（別宅）5人
		② 元	2人	
		③ 加判名代	—	
		④ 元方掛名代	—	
		⑤ 勘定名代	1人	
		⑥ 名代	1人	
		⑦ 後見	1人	
		⑧ 通勤支配	—	
	代	⑨ 支配	3人	住込み114人
		⑩ 組頭	6人	
		⑪ 役頭	7人	
		⑫ 上座	7人	
	平	⑬ 筆頭	47人	
		⑭ 相談役		
		⑮ 平元		
		⑯ 初元		
子供	⑰ 角前髪	44人		
	⑱ 丸額			

出所) ①～⑫は「店々人数留」(三井文庫所蔵史料 本1093)、⑬～⑱は「賄目録下付」(三井文庫所蔵史料 本1910)。
注) 職階のうち「～格」(例えば「上座格」)については丸数字で上げることは省略し、人数は「～」(上座格の場合には「上座」)に含めた。
⑬～⑱の人数は「賄目録下付」の手代人数から⑨～⑫を差し引いたもの。

本店における宿持手代について、従来の研究を踏まえて、その概要を説明しておきたい。

越後屋の職階における宿持手代

井越後屋の奉公人は、営業を担う「店表」と、肉体労働・家事労働に従事する「台所」とに二分される。店表の奉公人(手代・子供)は、大元を最上

位とし、丸額を最下位とする職階の階梯の中に位置づけられた。第1表は、京本店の店表奉公人の職階を示し、そこに文政元年(一八一八)春季における人数を記したものである。この表で一番下の⑱丸額から⑨支配までが、店に住み込んで働いている。その上の、⑧通勤支配から①大元までが、本稿で検討対象とする宿持手代である。彼らは、住込みではなく、店の外に居宅を構えており、そこから店に通勤してくる。文政元年(一八一八)春季においては、住込みの手代・子供が一一四人に対して、宿持手代は五人であった。

宿持手代の数については、明和八年(一七七二)以降は、「店々人数留」という一連の史料によって知ることがで

入店年次
元文元年(1736)
宝暦5年(1755)
宝暦6年(1756)
安永6年(1777)
寛政11年(1799)
文化2年(1805)
文化5年(1808)
文化7年(1810)
文政4年(1821)
享保6年(1721)
享保11年(1726)
享保19年(1734)
寛保2年(1742)
元文元年(1736)
宝暦13年(1763)
安永2年(1773)
寛政3年(1791)
寛政12年(1800)
文化12年(1815)
文政4年(1821)
文政12年(1829)
享保7年(1722)
享保19年(1734)
元文元年(1736)
天明3年(1783)
寛政元年(1789)
天保3年(1832)
天保8年(1837)
安永6年(1777)
天保10年(1839)
天保5年(1834)
寛延2年(1749)
明和4年(1767)
安永9年(1780)
天保9年(1838)
天保7年(1836)
明和4年(1767)
安永3年(1774)
天明2年(1782)
文政4年(1821)
天保8年(1837)
寛保3年(1743)
延享4年(1747)
宝暦13年(1763)
明和5年(1768)
都店々并元方松坂綴(三井文庫所蔵者)をとりあげてい
姓。

第2表 京本店子供出身の宿持手代の最終経歴（享保5年～天保10年入店者）

最終職階	名 前 (初名)	[代数]	最終職階の就任・退職年次	退職事由
大元 〆	向崎吉郎兵衛	[初代]	寛政11年(1799)～寛政11年(1799)	死
元 〆	上島喜三兵衛	[初代]	寛政11年(1799)～文政4年(1821)	死
元 〆	中塚徳次郎	[初代]	文化6年(1809)～文政元年(1818)	死
元 〆	泉常右衛門	[初代]	文政8年(1825)～天保2年(1831)	死
元 〆	松山喜十郎	[初代]	弘化3年(1846)～嘉永2年(1849)	死
元 〆	中塚徳次郎 (吉野)	[二代]	嘉永2年(1849)～安政2年(1855)	死
元 〆	中井茂兵衛 (棚橋)	[二代]	安政3年(1856)～安政4年(1857)	死
元 〆	市川忠三郎	[初代]	安政3年(1856)～慶応元年(1865)	死
元 〆(大元方)	土方次兵衛 (矢島)		明治3年(1870)～明治4年(1871)	
加判名代	並川源兵衛	[初代]	宝暦6年(1756)～宝暦12年(1762)	死
加判名代	赤尾六郎兵衛	[初代]	明和2年(1765)～明和5年(1768)	死
加判名代	国松清兵衛	[初代]	安永3年(1774)～安永6年(1777)	死
加判名代	橋井利兵衛	[三代]	安永8年(1779)～安永8年(1779)	死
加判名代(大元方)	熊谷治右衛門	[初代]	天明6年(1786)～寛政3年(1791)	死
加判名代	橋井利兵衛 (清水)	[四代]	文化6年(1809)～文化14年(1817)	死
加判名代(大元方)	山田茂助	[初代]	文政7年(1824)～天保2年(1831)	死
加判名代	辻川七郎次	[三代]	天保3年(1832)～天保3年(1832)	死
加判名代(上之店)	向崎吉郎兵衛 (小網)	[二代]	弘化2年(1845)～嘉永5年(1852)	死
加判名代	井上甚三郎	[初代]	安政4年(1857)～安政6年(1859)	死
加判名代(上之店)	木村忠兵衛	[五代]	慶応2年(1866)～明治3年(1870)	死
加判名代	吉仲庄太郎	[初代]	慶応3年(1867)～明治元年(1868)	死
元方掛名代	横江孫右衛門	[初代]	宝暦10年(1760)～宝暦10年(1760)	死
元方掛名代	川島利右衛門 (稲村)	[初代]	明和8年(1771)～安永6年(1777)	死
元方掛名代	浅井文右衛門	[初代]	安永3年(1774)～天明元年(1781)	死
元方掛名代	浅井文右衛門 (中林)	[二代]	文政7年(1824)～天保2年(1831)	死
元方掛名代格	小森伊三次 (山川)	[初代]	文政10年(1827)～文政11年(1827)	死
元方掛名代	中井茂兵衛 (御池)		明治2年(1869)～明治4年(1871)	死
元方掛名代(大元方)	森 藤五郎		明治3年(1870)～不明	
勘定名代	佐々木与三右衛門	[三代]	文化8年(1811)～文化11年(1814)	死
勘定名代	里田藤兵衛	[初代]	明治3年(1870)～不明	
勘定名代(大元方)	中塚徳次郎 (河合)		明治4年(1871)～不明	
名 代	石川七兵衛	[初代]	天明3年(1783)～天明7年(1787)	死
名 代(上之店)	家城藤吉	[初代]	享和2年(1802)～文化2年(1805)	死
名 代	横江孫次郎 (沢田)	[三代]	文化8年(1811)～文化12年(1813)	死
名 代	上原仙三郎 (北川)		明治2年(1869)～不明	
名 代	市川忠三郎 (上島)		明治4年(1871)～不明	
後 見	中西宗助 (井上)	[三代]	寛政6年(1794)～寛政9年(1797)	死
後 見	中西宗助 (松田)	[四代]	享和3年(1803)～文化元年(1804)	死
後 見(大元方)	山下嘉十郎	[二代]	文化8年(1811)～文化8年(1811)	死
後 見	辻川七次郎 (井上)		嘉永3年(1850)～嘉永3年(1850)	死
後 見	井口七右衛門		明治3年(1870)～不明	
通勤支配	松下善五郎		明和4年(1767)～明和5年(1768)	
通勤支配	佐々木与三右衛門(高橋)	[二代]	安永元年(1772)～安永元年(1772)	死
通勤支配	横江孫右衛門 (樋口)	[二代]	天明8年(1788)～天明8年(1788)	死
通勤支配	藤田与三兵衛	[初代]	寛政7年(1795)～寛政8年(1796)	死

出所)「年数控」(三井文庫所蔵史料 本1004)、「支配人承記」(三井文庫所蔵史料 続1165)、「本店筋三店大元〆ヨリ通勤支配迄死去之者法名并姓名録」(三井文庫所蔵史料 本994)、「西京相統講中履歴一史料 別2570)、『店々役人名鑑』(三井文庫閲覧室資料)。

注) 享保5年(1720)から天保10年(1839)までに京本店に入店した者のうち通勤支配以上に昇進したる。くわしくは西坂『三井越後屋奉公人の研究』128頁参照。[名前]欄の「(初名)」は奉公開始時の

きる⁽¹⁾。これは、毎年正月時点における、店々の店表の奉公人を職階順に記した名簿である。この史料を通覧すると、京本店の宿持手代の人数は多い時で八人、少ない時で三人であることがわかる。宿持手代の職階は①大元ノ以下、②元ノ、③加判名代、④元方掛名代、⑤勘定名代、⑥名代、⑦後見、⑧通勤支配までであるが、注意したいのは、第1表をみてもわかる通り、これらの職階すべてにもれなく手代が配されているわけではないことである。京本店の最高位の宿持手代の職階をみても、それは必ずしも大元ノ・元ノではない。元ノがおらず加判名代または元方掛名代の手代が最高位である時期もみられるのである⁽²⁾。

宿持手代になる比率

筆者はかつて、享保五年（一八二〇）から天保一〇年（一八三九）の間に京本店に子供として

入店した者のうち一二三六人を対象にして、昇進過程の検討をおこなった⁽³⁾。その結果によると、京本店の通勤支配役以上の宿持手代に昇進したのは、全体 \parallel 一二三六人のうち、四五人であった。比率にして三・六パーセントである。また宿持手代に昇進した平均年齢は三九・四歳であった。その四五人がその後さらにどこまで昇進したか、その最終職階⁽⁴⁾とに示したのが、第2表である。この四五人のうち、最終的に京本店で奉公を終えた者は三六人になる。そのうち、元ノまで昇進したのは九人で、そのうち一人は大元ノまで登りつめた。ちなみに明治以後に退任した九人を除いた三六人について見た場合、死亡による退任は二三人である。宿持手代は文字通りの終身雇用と目されているが、必ずしも皆が死ぬまで奉公を続けるというわけでもない。

宿持手代の出自

京本店の宿持手代の出自についても、筆者のかつての検討がある。これは旧三井文庫作成の「本店

一卷重役進退表」からリストアップした大元ノから後見役までの宿持手代を対象にして、その出自を調べたものである⁽⁵⁾。その検討の結果わかったのは、基本的には、京本店の宿持手代は、子供として奉公を始めた者⁽⁶⁾が昇進したものだということである。第2表では、宿持手代には、姓（名字）が入店時と異なっている者が多いことが注目される（第2表の四

五人中一人)。これは、奉公する過程で能力を認められた者が、家督と呼ばれる有力な別家の養子になっていることによる。いっぽう別家の実子が京本店に子供として奉公し、宿持手代まで昇進する事例は多くない。¹⁷⁾

(1) 「店々人数留」「店々人数控」「店々人数書」(三井文庫所蔵史料 本一〇九〇〜一〇九九)。これらの史料により、a 明和八年(一七七二)〜安永四年(一七七五)、b 文化三年(一八〇六)〜天保一〇年(一八三九)、c 弘化四年(一八四七)〜明治元年(一八六八)の三つの期間について、越後屋各店の毎年の宿持手代の人数がわかる。これに拠って、京本店の宿持手代の人数についてみると、a 明和八年(一七七二)から安永四年(一七七五)の時期は五人〜八人、b 文化三年(一八〇六)から天保一〇年(一八三九)は三人〜六人、c 弘化四年(一八四七)から明治元年(一八六八)は四人〜七人となっている。委細は、西坂靖「越後屋(本店一巻)店々奉公人数」(『三井文庫論叢』二三号、一九八九年)の第12表を参照されたい。

(2) たとえば文化三年(一八〇六)〜天保一〇年(一八三九)の期間についてみれば、文政五・六年は元方掛名代、同政七・八年は加判名代、天保二〜八年は元方掛名代、同九・一〇年は加判名代が最高位の手代である(西坂靖「越後屋(本店一巻)店々奉公人数」第12表)。

(3) 西坂靖『三井越後屋奉公人の研究』一〇五〜一二一ページ。

(4) 一三六人は、享保五年(一八二〇)から天保一〇年(一八三九)の間に京本店に入店した者のうちから、入店時の年齢が①十七歳以上または②不明の者、住込み時代に③越後屋の他店から中途転入してきた者、④越後屋の他店へ中途転出した者、または⑤一度退職したのち再動した者を除いた人数である。詳しくは、西坂靖『三井越後屋奉公人の研究』一二二〜一三三ページ参照。

(5) 西坂靖『三井越後屋奉公人の研究』一一六〜一二一ページ参照。

(6) 「本店一巻重役進退表」からリストアップした京本店の宿持手代には、大元方や越後屋の他店の宿持手代が異動してき

た事例がいくつか見られるが、これらも子供として入店したものたちとみられる。子供から昇進を遂げて宿持手代になったのではない、例外的な事例としては、安永三年（一七七四）に元ノ役に就任した中西宗助があげられる。かれは、越後屋創業の功労者中西宗助家の三代目であるが、実父は三井家同族の一員の小野田孝紀（小野田家二代目）である。明和七年（一七七〇）、三五歳の時に、名代格として京本店に勤務をはじめ、天明元年（一七八一）に没している。

(7) 「本店筋三都店々并元方松坂店大元ノヨリ通勤支配迄死去之者法名并姓名録」(三井文庫所蔵史料 本九九四)には、掲載された宿持手代について襲名がなされている場合、何代目であるか代数の記載がある。第2表の「代数」はこれをもとにしたものである。このうち二代目以降と記され、かつ姓(名字)が入店時と同じものは、実親が越後屋の別家であると推測することができる。これによれば、大元ノ元ノについては、実親が別家の事例は見られない。それ以下については、加判名代の橋井利兵衛(三代目)、辻川七郎次(三代目)、上之店加判名代の木村忠兵衛(五代目)、勘定名代の佐々木与三右衛門(三代目)、大元方後見の山下嘉十郎(二代目)の五人について、実親が別家であることが推測される。ただし右のうち、辻川七郎次(三代目)については、「西京相統講中履歴一綴」(三井文庫所蔵史料 別二五七〇)の中の書上げでは、実子ではなく「養子」と記されている。奉公にあがる前に養子となったものかもしれないが、くわしい事情は不明である。

二 役 料

前稿での市川忠三郎の奉公履歴に関する検討結果から、三井越後屋京本店の宿持手代が、店から取得した報酬として、主なものを三つあげることができる。すなわち、①半季ごとに支給される「役料」、②三年ごとの「割銀」、さらに③店が預かった「預り銀」につけられた利子である¹⁾。

ここでは、宿持手代の報酬の第一の柱として、半季ごとに支給される役料について検討する。これは、住込み手代に

支給される小遣い・役料の延長に位置づけられるものであり、職階ごとに支給額が定まっている。最初に、役料に関する規程をみていくことにする。

寛政二年の規程 十九世紀前半の京本店において、各職階の宿持手代は如何ほどの額の役料を支給されることになっていたか。これについては、「店々名目役替申渡覚控²⁾」という史料から知ることができる。この史料の表題には「寛政二歳庚戌秋ヨリ」という付記があるので、以下においては「寛政二年の役料規程」とよぶことにする。寛政二年（一七九〇）は住込み手代の役料・小遣いに関する規程の改訂がなされた年であり、それと同時に宿持手代の役料規程も改訂されたものとみられる。この史料は、大元³⁾から後見格までそれぞれの職階ごとに就任の際の申渡書の雛形をまとめたものであり、その申渡書のなかに役料の銀額とその出所が記されている。その事例として、冒頭にある京本店の大元³⁾についての記載を以下に示す。

京計 申渡覚

- 一 貴殿数年来無事相勤被申、殊二年老ニ付、大元³⁾役申渡候
 - 一 右役儀者格別重キ役柄ニ候間、承り之店ハ勿論、惣店々共何角被及熟談、万端元³⁾役と被申合、店々治り方宜不易繁昌申様裁判可有之候
 - 一 役料別紙書付之通申渡候間、其旨相心得可被申候
- 右申渡処仍而如件
年号何年何月何日

何ノ誰殿 八郎右衛門 元方印

覚

一 銀拾貳貫目也 壹ヶ年分役料

但半季六貫目宛

本店二而
兩替店二而

元方出し

右之通此度申渡候間其旨相心得可被申候、以上

年号 〃 〃

御名前同断

、、、、、

寛政十一年未春 正月廿三日
大元ノ役被仰付候

京本店
向崎吉郎兵衛

寛政十一未正月廿三日死去

冒頭に記された「京計」とは京都限りであること（Ⅱ江戸・大坂の大元ノは別規程であること）を示す。最初の「申渡覚」の一カ条目には大元ノに任ずること、二カ条目には「不易繁昌申様」店々を取り仕切るべきこと、三カ条目には役料を与えることが述べられる。その役料の額については、続く「覚」において具体的に記されている。すなわち、一カ年で銀一二貫目（半季で六貫目）である。「元方出し」というのは、この役料が大元方の負担として支出されことを示しており、それが本店または両替店を介して与えられることになる。そして申渡書の雛型の後には、実際にその職階に任じられた者の就任年次と名前が記録されている。これによると寛政二年（一七九〇）以後、大元ノに就任したのは、向崎吉郎兵衛一人のみである（第2表参照）。

各職階の申渡書に記された役料をまとめたのが第3表である。これによると一カ年分役料の最高額は、すでにみた京都の大元ノの銀一二貫目である。注目すべきは、役料の出所が職階によって異なっていることである。すなわち本店一巻の宿持手代の場合、勘定名代から後見格まではすべて本店が負担するが、その上の加判名代・元方掛名代については

第3表 宿持手代の役料規程（寛政2年）

職 階	1ヵ年分役料	出 所	
大元ノ(京)	銀12貫000匁	元方出し	
大元ノ(江戸・大阪)	10貫000匁	元方出し	
元ノ	9貫000匁	元方出し	
加判名代	7貫800匁	元方出し 店出し	3貫300匁 4貫500匁
元方掛名代	7貫200匁	元方出し 店出し	2貫700匁 4貫500匁
勘定名代	5貫250匁	店出し	
名 代	4貫500匁	店出し	
後 見	3貫750匁	店出し	
後見格	3貫500匁	店出し	

出所)「店々名目役替申渡覚控」(三井文庫所蔵史料 続1175)。

大元方と本店とで分担し、さらに大元ノ・元ノについては大元方が負担するようになっていた。このうち、本店が出した役料(店出し)は「忠銀内建帳」に記録され、大元方が出した役料(元方出し)については「大元方勘定目録」の「払方」部門の「元ノ名代役料」の項に記される⁽⁵⁾。現存する「忠銀内建帳」は、宝暦二年(一七六二)まで遡るが、その時点ですでに宿持手代の役料の記載がある。また「大元方勘定目録」に「元ノ名代役料」の項目が記されるようになるのは、享保四年(一七一九)春季まで遡る⁽⁶⁾。

それでは、実際の支給額はどうか。規程がまとめられた寛政二年(一七九〇)は、「忠銀内建帳」が残っていない年次に当たっている。そこでやや年代が下るが、文化元年(一八〇四)秋季における本店一巻の宿持手代について、その役料を「忠銀内建帳」および「大元方勘定目録」(「払方」の「元ノ名代役料」)からまとめてみたものが第4表である。第3表と比べると、その規程通りに支給されていることが確認できる⁽⁷⁾。

隠勤・半役料 「大元方勘定目録」の「払方」部門には、「元ノ名代役料」のほかに、「元ノ隠勤料、并名代役合力」という支出項目がある。その文化元年(一八〇四)秋季分をまとめたのが第5表である。これから、大元方・元ノには「隠勤」という半ば引退といえる勤務形態があつて、これに対して役料が支払われることがわかる⁽⁸⁾。「半役料」は、退職した宿持手代に対して、三カ年の間、在職中の給銀の半額が支給されるものであり、「死後半役料」というのは在職中に死亡した

第4表 本店一卷宿持手代役料（文化元年秋季）

	名 前 (職階)	元方出し	店出し	半季合計	1ヵ年分役料
京本店	上嶋七郎兵衛 (元ノ)	銀 4 貫500匁		銀 4 貫500匁	銀 9 貫000匁
	中塚徳次郎 (加判名代)	1 貫650匁	2 貫250匁	3 貫900匁	7 貫800匁
	橋井利兵衛 (元方掛名代)	1 貫350匁	2 貫250匁	3 貫600匁	7 貫200匁
	佐々木与三右衛門(後見)		1 貫875匁	1 貫875匁	3 貫750匁
江戸三店	大西幸七 (元ノ)	4 貫500匁		4 貫500匁	9 貫000匁
	中井六兵衛 (加判名代)	1 貫650匁	2 貫250匁	3 貫900匁	7 貫800匁
	伊東利助 (元方掛名代)	1 貫350匁	2 貫250匁	3 貫600匁	7 貫200匁
	小林和十郎 (名代)		2 貫250匁	2 貫250匁	4 貫500匁
	天田新右衛門 (名代)		2 貫250匁	2 貫250匁	4 貫500匁
	増田喜四郎 (後見)		1 貫875匁	1 貫875匁	3 貫750匁
	渡辺文五郎 (後見)		1 貫875匁	1 貫875匁	3 貫750匁
	飯塚卯兵衛 (後見)		1 貫875匁	1 貫875匁	3 貫750匁
大坂本店	田中寛右衛門 (元方掛名代)	1 貫350匁	2 貫250匁	3 貫600匁	7 貫200匁
	村井新十郎 (勘定名代)		2 貫625匁	2 貫625匁	5 貫250匁
	清水藤十郎 (名代)		2 貫250匁	2 貫250匁	4 貫500匁
	清水藤兵衛 (後見)		1 貫875匁	1 貫875匁	3 貫750匁
上之店	中村喜左衛門 (元方掛名代)	1 貫350匁	2 貫250匁	3 貫600匁	7 貫200匁
	家城藤吉 (名代)		2 貫250匁	2 貫250匁	4 貫500匁

出所)「忠銀内建帳」(三井文庫所蔵史料 本1978)、「大元方勘定目録」(三井文庫所蔵史料 続3033)。

第5表 隠勤料・半役料・死後半役料〈元方出し〉(文化元年秋季)

	職 階 (所属)	名 前	半季銀額	備 考
当季役料	大元ノ隠勤(江戸向店)	松嶋慶翁	4 貫500匁	
	大元ノ隠勤(江戸両替店)	桜井了翁	4 貫500匁	
	元ノ隠勤 (江戸芝口店)	市川恵教	3 貫900匁	
半役料	元ノ退役 (江戸向店)	宮田貞羽	2 貫250匁	当季限り
	加判退役 (元方)	木村浄融	1 貫950匁	戌春季より子秋季迄三ヶ年間
死後半役料	大元ノ隠勤(江戸本店)	梶山道仙	2 貫250匁	戌秋季より丑春季迄三ヶ年間
	元方掛 (上之店)	辻川玄教	675匁	同上
	元ノ (江戸本店)	向井玄道	2 貫250匁	亥春季より丑秋季迄三ヶ年間
	加判 (江戸両替店)	野田浄因	825匁	子春季より寅秋季迄三ヶ年間

出所)「大元方勘定目録」(三井文庫所蔵史料 続3033)。

第6表 京本店住込み手代の
役料・小遣規程（寛政2年）

職 階	1カ年分役料・小遣
支配本役通勤	役料 銀 3貫230匁
支配格通勤	役料 3貫000匁
支配人五年目	役料 2貫700匁
支配人四年目	役料 2貫400匁
支配人三年目	役料 2貫100匁
支配人二年目	役料 1貫950匁
支配人初年	役料 1貫800匁
支配人並	役料 1貫800匁
組頭格通勤	役料 1貫720匁
組頭五年目	役料 1貫500匁
組頭四年目	役料 1貫200匁
組頭三年目	役料 900匁
組頭二年目	役料 750匁
組頭初年	役料 750匁
役 頭	小遣 450匁
上 座	小遣 350匁
筆 頭	小遣 240匁
相 談 役	小遣 220匁
平五年目	小遣 210匁
平四年目	小遣 200匁
平三年目	小遣 200匁
平二年目	小遣 190匁
平 入 年	小遣 190匁
初元三年目	小遣 180匁

出所）「役料小遣控 五番」（三井文庫所蔵史料 本1526）、「支配人承記」（三井文庫所蔵史料 統1165）、「組頭役承記」（三井文庫所蔵史料 統1166）。

宿持手代に対して、同様に三カ年の間、在職中の給銀の半額が支給されるというものである。⁽⁹⁾ 店出し分を記録した「忠銀内建帳」にも、同様に、退職した宿持手代ならびに在職中に死亡した宿持手代に対して、三カ年の間の「半役料」の記載がある。⁽¹⁰⁾

住込み手代・三井同苗との比較 宿持手代の役料の水準はどの程度のものであったのか。

まず住込み手代と比べてみよう。第6表は、寛政二年（一七九〇）に改訂された京本店の住込み手代の小遣い・役料を示したものである。この表において最高額は、支配本役通勤の年額銀三貫二三〇匁である。第3表に示した宿持手代の役料の最低額は、後見格の年額銀三貫五〇〇匁であるが、これと第6表の支配本役通勤とは、大きな懸隔なしに繋がると言えるだろう。ちなみに大元ノ（京）の役料（年額銀二二貫目）は、初元三年目の小遣（年額銀一八〇匁）と比べると、約六七倍となる。

続いて、主家である三井同苗（三井家同族）と比較してみよう。第7表は、文化元年（一八〇四）春季・秋季の「大元方勘定目録」の「払方」に記された「旦那衆御賄料」の額をまとめたものである。⁽¹¹⁾ これは、三井一家のそれぞれの家計を賄うために大元方から半季ごとに支払われる定額の資金である。これと第3表とを比べてみると、大元ノの役料の銀額（一カ年銀二四貫目）は、連家の下から二番目である家原家の

第7表 三井同苗賄料（文化元年）

備 考			春 季	秋 季	1ヵ年分賄料
		本	八郎右衛門(北家)	銀55貫800匁	銀55貫800匁
江戸店々不残類焼 ニ付	家	三郎助 (伊皿子家)	27貫000匁	27貫000匁	54貫000匁
		八郎兵衛 (新町家)	24貫300匁	24貫300匁	48貫600匁
		次郎右衛門(室町家)	22貫600匁	22貫600匁	45貫200匁
駿河町店々類焼		信三郎 (南家)	20貫250匁	20貫250匁	40貫500匁
		元之助 (小石川家)	20貫250匁	20貫250匁	40貫500匁
	連	則右衛門 (松阪家)	8 貫400匁	8 貫400匁	16貫800匁
	家	小 川 (小野田家)	7 貫500匁	7 貫500匁	15貫000匁
駿河町店々類焼		宗十郎 (永坂家)	6 貫600匁	6 貫600匁	13貫200匁
		清 蔵 (家原家)	6 貫000匁	6 貫000匁	12貫000匁
		室 町 (長井家)	5 貫000匁	5 貫000匁	10貫000匁
駿河町店々類焼	出所)「大元方勘定目録」(三井文庫所蔵史料 続3032、3033)。				

諸品凶作格外高直
大塩…ニ而大坂本店類焼
駿河町店々類焼
大坂本店店開ニ付
御改革御趣意ニ付…
江戸表至而不商ひ
主中様方大俵約…
米穀諸色高直
駿河町店々…類焼 …大地震
米穀始諸色高直ニ付
諸品格外高直ニ付
諸品格外高直ニ付
諸色高直ニ付
益々高直ニ付
前代未聞高直ニ付
増したという意味

レベルになる。また元々の役料（一ヵ年銀九貫目）は、連家末尾の長井家の賄料よりやや少ないレベルに位置づけられていることがわかる。宿持手代の役料については、連家の賄料を念頭に置き、それに準じるレベルとして設定されたものと考えられる。これは宿持手代の働きに対する高い評価を示すものと言えるだろう。

寛政二年以後の状況 寛政二年（一七九〇）からあと、宿持手代の役料に変化はあるのか。文化元年（一八〇四）春季の役料が、〈寛政二年の役料規程〉に則っていたことは既にみた。そのあととどうか。先に取り上げた「店々名目代替申渡覚控」には、後年何度かにわたり役料を改訂した付箋がついているが、年次が不確かなものが多く、使い難い。ここで注目するのは、「忠銀内建帳」六番（文久二年）の末尾に載せられている「別宅役料増減之覚」という記事である。ここには、文化三年（一八〇六）から、慶応二年（一八六六）に至る間の、役料の増減が記されている¹²⁾。

これをまとめたのが、**第8表**である。職階ごとに「本建」と称するものが

宿持手代と報酬（西坂）

第8表 宿持手代の役料の変遷（文化3年～慶応2年）

時期	職階	元 鰯	加 判	元方掛	勘 定	名 代	後 見	通勤支配
		本建 9貫000匁	本建 7貫800匁	本建 7貫200匁	本建 5貫250匁	本建 4貫500匁	本建 3貫750匁	本建 3貫500匁
文化3年(1806)5月 ～同8年(1811)春		8掛	8掛	8掛	8掛	8掛	8掛	8掛
文化8年(1811)秋 ～文政元年(1818)秋		本建	本建	本建	本建	本建	本建	本建
文政2年(1819)春 ～同3年(1820)秋		9.5掛	9.5掛	9.5掛	9.5掛	9.5掛	本建	本建
文政4年(1821)春 ～同6年(1823)秋		本建	本建	本建	本建	本建	本建	本建
文政7年(1824)春 ～同10年(1827)秋		9掛	9掛	9掛	9掛	9掛	本建	本建
文政11年(1828)春秋		本建	本建	本建	本建	本建	本建	本建
文政12年(1829)春		9.5掛	9.5掛	9.5掛	9.5掛	9.5掛	本建	本建
文政12年(1829)秋 ～天保4年(1833)秋		9掛	9掛	9掛	9掛	9掛	本建	本建
天保5年(1834)春 ～同7年(1836)秋		9.5掛	9.5掛	9.5掛	本建	本建	本建	本建
天保8年(1837)春秋		9掛	9掛	9掛	9掛	9.5掛	9.5掛	9.5掛
天保9年(1838)春 ～同11年(1840)秋		8掛	8掛	8掛	9掛	9掛	9掛	9掛
天保12年(1841)春 ～同13年(1842)春		9掛	9掛	9掛	9.5掛	9.5掛	9.5掛	9.5掛
天保13年(1842)秋 ～同14年(1843)秋		8掛	8掛	8掛	9掛	9掛	9掛	9掛
天保15年(1845)春～		7.5掛	7.5掛	7.5掛	8.5掛	8.5掛	9掛	9掛
嘉永2年(1849)秋～		7掛	7.25掛	7.5掛	8.5掛	8.5掛	9掛	9掛
嘉永4年(1851)春		(7掛の) 0.5割増	(7.25掛の) 0.5割増	(7.5掛の) 0.5割増	(8.5掛の) 0.5割増	(8.5掛の) 0.5割増	(9掛の) 0.5割増	(9掛の) 0.5割増
安政3年(1856)春 ～同4年(1857)春		5.5掛	5.5掛	5.5掛	6.5掛	6.5掛	7掛	7.5掛
*安政4年(1857)秋 ～文久元年(1861)秋		1割増 =6.5掛	1割増 =6.5掛	1割増 =6.5掛	1割増 =7.5掛	1.5割増 =8掛	1.5割増 =8.5掛	1.5割増 =9掛
万延元年(1860)秋 ～文久元年(1861)秋		(6.5掛の) 0.5割増	(6.5掛の) 0.5割増	(6.5掛の) 0.5割増	(7.5掛の) 0.5割増	(8掛の) 0.5割増	(8.5掛の) 0.5割増	(9掛の) 0.5割増
文久2年(1862)春～		7.5掛	7.5掛	7.5掛	8.5掛	8.5掛	9.5掛	9.5掛
元治元年(1864)12月		(7.5掛の) 2割増	(7.5掛の) 2割増	(7.5掛の) 2割増	(8.5掛の) 2割増	(8.5掛の) 2割増	(9.5掛の) 2割増	(9.5掛の) 2割増
慶応2年(1866)8月		(7.5掛の) 8割増	(7.5掛の) 8割増	(7.5掛の) 8割増	(8.5掛の) 8割増	(8.5掛の) 8割増	(9.5掛の) 8割増	(9.5掛の) 8割増
慶応2年(1866)12月		(7.5掛の) 13割増	(7.5掛の) 13割増	(7.5掛の) 13割増	(8.5掛の) 13割増	(8.5掛の) 13割増	(9.5掛の) 13割増	(9.5掛の) 13割増

出所) 「忠銀内建帳」(三井文庫所蔵史料 本1979)。

注) 役料は年額、銀匁。「掛」は本建に対する割合を示す。

*印の回の記載については、例えば元鰯について「1割増」とあるのを、それ以前の5.5掛を6.5掛に理解した(加判以下同じ)。

記されているが、これは基本的に〈寛政二年の役料規程〉の額に等しい⁽¹³⁾。役料の額の変化をみてみよう。まず、文化三年（一八〇六）五月に、宿持手代全員の役料が「チ掛」すなわち二〇パーセント減になっている。文化三年三月の江戸大火により、江戸の各営業店舗が類焼したことによるものであり、この措置は文化八年春季まで続けられている。このほかにも火災・天災を理由にした減額措置が多く見られる。すなわち文政二年（一八一九）、文政七年（一八二四）、文政一二年（一八二九）と再三の江戸店の類焼。天保八年（一八三七）の大塩の乱による大坂店の類焼。さらに安政二年（一八五五）の江戸大地震による店々の大破・類焼の際には、元方掛以上が「ササ掛」（四五パーセント減）という最も大幅な減額がなされている。災害のほか、天保改革期以後には、「御改革趣意ニ付」「江戸表至而不商ひ」「中様方大儉約」などを理由にした減額がなされている。減額の比率は、文化三年の際のように一律の場合もあるが、元々など上位の宿持手代の減額の比率を大きくする場合が多い。

しかし削減一方であるわけでもない。天保五年（一八三四）以降には、「諸品凶作格外高直」「諸色高直」など物価高を理由として、役料の減額幅を圧縮したり、さらに減額した役料に割増をはかるといふ複雑な措置がみられる。特に開港以降、しばしば措置が講じられ、慶応二年（一八六六）一二月には「シマ割増」（一三〇パーセント増加）という極端な措置がとられている。宿持手代の役料削減は簡単には貫徹しなかったと言えよう。

泉常右衛門の事例 役料の支給を、個別の宿持手代に即してみるとどうか。先述したように、別稿では、幕末期に元々役をつとめた市川忠三郎を対象に、その役料支給額を検討した⁽¹⁴⁾。しかし忠三郎が後見格から加判名代までをつとめた時期については、「忠銀内建帳」が現存しない期間にあたったため、実際にどれほどの役料を得ていたのか史料で跡付けることができなかった。そこで、本稿では「忠銀内建帳」の記録が残っている期間に、宿持手代としての勤務期間が含まれている者を、検討対象として取り上げることにした。そこで着目したのは文政期に元々をつとめた泉常右衛門で

第9表 泉常右衛門の役料（文化2年春季～天保元年秋季）

年 季	店出し	元方出し	役料年額	掛率	職 階
文化2年春季 (1805) 秋季	1,750 1,750	— —	3,500	1	上之店後見格(1/20)
文化3年春季 (1806) 秋季	1,691.7 1,688	— —	3,379.7	0.97 0.9	上之店後見(10/2)
文化4年春季 (1807) 秋季	1,688 1,688	— —	3,376	0.9	
文化5年春季 (1808) 秋季	1,688 1,688	— —	3,376	0.9	
文化6年春季 (1809) 秋季	1,688 1,688	— —	3,376	0.9	
文化7年春季 (1810) 秋季	1,800 1,800	— —	3,600	0.8	上之店名代(3/26)
文化8年春季 (1811) 秋季	1,800 2,250	— —	4,050	0.8 1	
文化9年春季 (1812) 秋季	2,250 2,250	— —	4,500	1	
文化10年春季 (1813) 秋季	2,250 2,250	— —	4,500	1	
文化11年春季 (1814) 秋季	2,250 2,250	— —	4,500	1	
文化12年春季 (1815) 秋季	2,250 2,250	— —	4,500	1	京本店に戻る(7/26)
文化13年春季 (1816) 秋季	2,250 2,625	— —	4,875	1	勘定名代(12/24)
文化14年春季 (1817) 秋季	2,625 2,625	— —	5,250	1	
文政元年春季 (1818) 秋季	2,625 2,625	— —	5,250	1	
文政2年春季 (1819) 秋季	2,493.7 2,362.5	213.7 202.5	5,272.4	0.95 0.9	元方掛見習 (6/5)
文政3年春季 (1820) 秋季	2,025 2,025	1,215 1,215	6,480	0.9	元方掛名代(4/26)
文政4年春季 (1821) 秋季	2,250 2,250	1,350 1,350	7,200	1	
文政5年春季 (1822) 秋季	2,250 2,250	1,350 1,350	7,200	1	
文政6年春季 (1823) 秋季	2,250 2,250	1,350 1,350	7,200	1	
文政7年春季 (1824) 秋季	2,062.5 2,025	1,512.5 1,485	7,085	0.92 0.9	加判名代(2/16)

文化二年（一八〇五）正月二日 後見格（上之店）
 文化三年（一八〇六）一〇月二日 後見（新九郎を喜左衛門と改める）

ある⁽¹⁶⁾。泉常右衛門（住込み時の最後の名前は「新九郎」）は、京本店の支配をつとめたあと、上之店の後見格となり、その後また京本店に戻ってきている。彼の宿持手代としての履歴は以下の通りである。⁽¹⁷⁾

年 季	店出し	元方出し	役料年額	掛率	職 階
文政8年春季 (1825) 秋季	— —	4,050 4,050	8,100	0.9	元 ^ノ (3/26)
文政9年春季 (1826) 秋季	— —	4,050 4,050	8,100	0.9	
文政10年春季 (1827) 秋季	— —	4,050 4,050	8,100	0.9	
文政11年春季 (1828) 秋季	— —	4,500 4,500	9,000	1	
文政12年春季 (1829) 秋季	— —	4,275 4,050	8,325	0.95 0.9	
天保元年春季 (1830) 秋季	— —	4,050 4,050	8,100	0.9	

出所) 「忠銀内建帳」(三井文庫所蔵史料 本1978)、「大元方勘定目録」(三井文庫所蔵史料 続3064~続3085)。

注) 役料の単位は銀匁。「掛率」は、第3表の役料を基準額とした比率。

ついで第3表と照らし合せると概ね符合することがわかる。ただし第8表の減額措置と比べると何箇所か齟齬がみられるが、⁽¹⁸⁾仔細は不明である。

ちなみに、第9表から、泉常右衛門が宿持手代であった二七年間に得た役料の額を合計すると、銀一四八貫一九五匁一分に達する。第10表は、住込み手代の時期の同人の年褒美と小遣い・役料の額をまとめたものである。参考のため、

文化七年(一八一〇)三月一六日 名代
文化十二年(一八一五)七月二六日 京本店へ転
(八月一六日喜左衛門を
常右衛門と改める)

文化一三年(一八一六)二月二四日 勘定名代
文政二年(一八一九)六月五日 元方掛名代見習
文政三年(一八二〇)四月二六日 元方掛名代
文政七年(一八二四)二月一六日 加判名代
文政八年(一八二五)三月二六日 元^ノ
天保二年(一八三一)正月二八日 退
天保九年(一八三九)一〇月三日 死没

第9表は、「忠銀内建帳」四番および「大元方勘定目録」から、泉常右衛門が後見格になってから元^ノを退くまでの二六年間(五二季)について、半季ごとに支給された役料をまとめたものである。各季の銀額に

第10表 泉常右衛門の年褒美・小遣い・役料（天明元年～享和2年）

年	年褒美	小遣・役料	職階・年数
天明元年(1781)	丑春御印 45		
天明2年(1782)	寅春御印 50		
天明3年(1783)	卯春御印 60	小遣 180	
天明4年(1784)	辰春御印 60	小遣 190	
天明5年(1785)	巳春御印 60	小遣 190	
天明6年(1786)	午春御印 65	小遣 200	
天明7年(1787)	未春御印 70	小遣 200	
天明8年(1788)	申春御印 80	小遣 210	
寛政元年(1789)	酉春御印 100	小遣 240	
寛政2年(1790)	戌春御印 110	小遣 240	
寛政3年(1791)	亥春御印 155	小遣 350	上座・初年
寛政4年(1792)		小遣 350	上座・二年目
寛政5年(1793)		小遣 350	上座・三年目
寛政6年(1794)		小遣 450	役頭・初年
寛政7年(1795)		小遣 450	役頭・二年目
寛政8年(1796)		小遣 450	役頭・三年目
寛政9年(1797)		役料 750	組頭・初年
寛政10年(1798)		役料 750	組頭・二年目
寛政11年(1799)		役料 900	組頭・三年目
寛政12年(1800)		役料 1,800	支配・初年
享和元年(1801)		役料 1,950	支配・二年目
享和2年(1802)		役料 2,100	支配・三年目

出所 「役料小遣控」（三井文庫所蔵史料 本1526）、「惣手代年数歳々御褒美留」（三井文庫所蔵史料 本1544、本1555）。
注）単位は銀匁。

第9表と、この第10表をあわせて、グラフに示したのが第1図である。このグラフからは、住込みの時期（天明元年～享和二年）に比べて、宿持手代の時期（文化二年～天保三年）に役料が大幅に増加したことがみてとれる。住込み手代の報酬については、年数・職階の上昇に応じて額が急カーブを描いて上昇するという年功通増的な傾向が認められるが、この傾向は、宿持手代においても維持されていることがわかる。

(1) 西坂靖「京本店元々市川忠三郎奉公履歴（続）―別宅時代（天保七年～慶応元年）―」。「役料」、「割銀」、「預り銀の利子」のほかに、特殊な役割に対する報酬、または臨時の報酬がある。別稿で検討した市川忠三郎の事例で言えば、特殊な役割な報酬としては「紀印方」の役料、臨時のものとしては各種の「太儀料」などがある（前出論文一七・一一八ページほか）。

(2) 「店々名目役替申渡覚控」（三井文庫所蔵史料 統一七五）。
(3) 西坂靖『三井越後屋奉公人の研究』一六九ページ。

(4) 「忠銀内建帳」における役料の記載事例として、文化元年（一八〇四）秋季の京本店にかかわる部分を以下に示す（「忠銀内建帳」三井文庫所蔵史料 本一九七八）。

一 六貫三百七拾五匁 京本店宿持役料

セメ舟サシ、 中塚徳次郎

// 橋井利兵衛

イメチ舟エサ、 佐々木与三右衛門

なお符帳の意味は以下の通りである。

(一) 二三四五六七八九十百千貫匁分)

イセマツサカエチウシ舟仙メ、入

(5) 「大元方勘定目録」の「元メ名代役料」の記載事例として、文化元年（一八〇四）秋季の元メ、加判名代の箇所を以下に示す（「大元方勘定目録」三井文庫所蔵史料 統三〇三三）。

一 銀三拾八貫式百九拾七匁 元メ名代役料

内

元メツメサ舟、宛

銀拾八貫目 藤田助右衛門

上嶋七郎兵衛

脇田藤右衛門

大西幸七

当季役料

加判イメカ舟サシ、宛

銀六貫六百匁

酒井善右衛門

中塚徳次郎

中井六兵衛

西田新四郎

右同断

(以下略)

(6) 享保四年(一七一九)春季「大元方勘定目録」(三井文庫所蔵史料 続二八六九)の「元名代役料」の項目に記された宿持手代とその役料は以下の通りである。脇田藤右衛門(江戸本店元)が金一〇〇両(一年分)、田牧藤兵衛(大坂綿店元)・開主善兵衛(京本店元)・小林善次郎(京本店元)・松野治兵衛(京両替店元)・中西宗助(京本店元)が銀二貫五〇〇匁、遠山仲兵衛(江戸両替店元)が銀五貫目(一年分)、脇田太右衛門(江戸本店名代)・岡本伝右衛門(京本店元方掛名代)・橋井利兵衛(京本店元方掛名代)が銀五〇〇匁、細田万次郎(大元方後見)が銀五三七匁五分となっている。『三井事業史 本篇一』一一〇ページの記述およびその典拠である「一家賄渡シ高并元名代元手銀役料改申渡ス控」(続二四三〇一)とは符合しないが、仔細は未検討である。

(7) 〈寛政二年の役料規程〉(第3表)については、元文四年(一七三九)まで遡ることができる。元方出し分が記載された「大元方勘定目録」の「元名代役料」について遡ってみていくと、元文三年秋季と元文四年春季の間で変化を見出すことができる。「大元方勘定目録」三井文庫所蔵史料 続二九〇五、二九〇六。両季の役料をまとめたのが第11表である。元文四年春季には、役料が増額されるとともに、銀匁に統一され、おおむね第3表と同じ規程が適用されていることがわかる。一方、店出し分については宝暦二年(一七六二)秋季までしか遡ることができない。店出し分を記録した「忠銀内建帳」は二番から後が現存し、その「忠銀内建帳 二番」(三井文庫所蔵史料 本一九七七)が始まるのが宝暦一二年(一七六二)秋季である。この季の本店一巻の宿持手代の役料をまとめたものが第12表である。第3表と同じ規程が適用されていることがわかる。ちなみに「役料小遣控」(三井文庫所蔵史料 本一五二八)の「覚」によると元文四年六月に

は、元文改鑄と越後屋の売上高増加を理由として住込み手代の役料・小遣いが五割増しになっている（西坂靖『三井越後屋奉公人の研究』一六一ページ）。これと連動して、宿持手代の役料の改訂があったものと考えられるのではないか。

(8) 「元〆隠勤料」については、文化九年（一八一二）春季の江戸向店の市川恵教への支出（「大元方勘定目録」三井文庫所蔵史料 続三〇四八）が最後に、以後は見られない。

(9) 明治三年（一八七〇）春季の「大元方勘定目録」（三井文庫所蔵史料 本二〇八四―一）まで、「元〆隠勤料」（または「退役後半役料」）、「死後半役料」が記載されている。第2表掲載者について、遡ってみると、宝暦一年（一七六〇）に死亡した元方掛名代・横江孫右衛門、同一二年死亡の加判名代・並川源兵衛、明和五年（一七六八）死亡の加判名代・赤尾六郎兵衛の三人については「死後半役料」ではなく「名跡江御合力」という名目になっている。安永持ち分け期間（安永三年〜寛政九年）については、該当する記載がない（大元方加判名代・熊谷治右衛門を除く）。寛政二年（一七九九）死亡の大元〆・向崎吉郎兵衛以後、「死後半役料」という名目になる。なお天保二年（一八三一）に退職した元〆・泉常右衛門、大元方加判名代・山田茂助については、退役後半役料が支給された形跡がない。

第11表 宿持手代役料〈元方出し分〉（元文3年秋季・元文4年春季）

名前	(職階・所属)	元文3年 (1738)秋季	元文4年 (1739)春季
松野八寿	(大元〆・京両替店)	銀4貫000匁	銀6貫000匁
岡本道繁	(大元〆・大坂両替店)	銀4貫000匁	銀6貫000匁
脇田藤右衛門	(元〆・江戸本店)	金50両	銀4貫500匁
秋田清兵衛	(元〆・大坂両替店)	銀2貫250匁	銀4貫500匁
春木彦七	(元〆・江戸両替店)	銀3貫000匁	銀3貫375匁
山下甚蔵	(元〆・京本店)	銀3貫000匁	銀4貫500匁
角田多介	(元〆・大坂両替店)	銀3貫000匁	—
加東藤助	(元〆・京本店)	銀3貫000匁	銀4貫500匁
岩堀嘉右衛門	(元方掛名代・江戸向店)	金15両	銀1貫350匁
山口武兵衛	(元方掛名代・江戸本店)	金15両	銀1貫350匁
丸山弥三兵衛	(元方掛名代・京両替店)	金15両	銀1貫350匁
田宮弥七	(元方掛名代・京上之店)	金15両	銀1貫350匁
橋井利兵衛	(元方掛名代・京本店)	金15両	—
細田万次郎	(名代・大元方)	銀1貫500匁	銀2貫250匁
森田儀右衛門	(名代・大元方)	銀1貫500匁	銀2貫250匁
遠山仲兵衛	(名代・江戸両替店)	金2両2分	銀225匁
加藤宗次郎	(後見・江戸両替店)	—	銀225匁
掛川弥七	(後見・伊勢松坂店)	金10両	銀1貫000匁

出所)「大元方勘定目録」(三井文庫所蔵史料 続2905、2906)。

これは、文政縫合一件に関し、この二人と京両替店元ノの松野市郎兵衛が、重役手代として家事縫合の責任を問われ、退職となったことによるとみられる(『三井事業史 本篇一』五五八ページ)。

- (10) 「忠銀内建帳」六番(三井文庫所蔵史料 本一九七九)の明治三年(一八七〇)春季分には、「イメウ舟ツシカ入マ 吉仲恵芳」という半役料に相当する支出が見られる。この年季よりあとにはない。第2表掲載者についてみると、遡ることができる上限である、宝暦一二年(一七六二)死亡の加判名代・並川源兵衛において、すでに「半役料」という名称が記載されている(「忠銀内建帳」三井文庫所蔵史料 本一九七七)。

- (11) 天保期以降の旦那衆御賄料の額の変化については賀川隆行『近世三井経営史の研究』二五ページを参照。ちなみに、三井同苗に支払われるのは「旦那衆御賄料」だけではない。文化元年(一八〇四)秋季の「大元方勘定目録」(三井文庫所蔵史料 続三〇三三)の「払方」には、「旦那衆御賄料」銀二〇三貫七〇〇匁のほかに、「旦那衆御隠居料」銀三貫三六〇匁、「旦那衆御惣領御末子御娘方分入用銀」銀二九貫二〇〇匁、「旦那衆名目役料」金一六両と銀三七貫三三六匁五分などがみられる。
- (12) 「忠銀内建帳」(三井文庫所蔵史料 本一九七九)。「別宅役料増減之覚」は、天保一五年(一八四四)までと、それ以降の記載のされ方が違っている。これは、いったん天保一五年までの増減をまとめたものに、その後の措置を付け加えていったことによると考えられる。全文を示せば以下の通り。

別宅役料増減之覚

文化三寅三月四日江戸高縄より出火之節、江戸店々不殘類焼ニ付

第12表 本店一卷宿持手代役料〈店出し分〉
(宝暦12年秋季)

	名 前 (職階)	役 料
京本店	赤尾六郎兵衛(元方掛名代)	銀 2 貫250匁
	国松清兵衛 (名代)	2 貫250匁
	川島利右衛門(後見)	1 貫875匁
	向崎吉郎兵衛(後見)	1 貫875匁
	浅井文右衛門(後見)	1 貫875匁
江戸三店	最上伊右衛門(加判名代)	2 貫250匁
	吉田勘兵衛 (元方掛名代)	2 貫250匁
	樋口市郎兵衛(元方掛名代)	2 貫250匁
	大川幸右衛門(名代)	2 貫250匁
	松島多助 (名代)	2 貫250匁
	吉田与三兵衛(後見)	1 貫875匁
	伊藤久右衛門(後見)	1 貫875匁
大坂本店	奥村次右衛門(名代)	2 貫250匁

出所)「忠銀内建帳」(三井文庫所蔵史料 本1977)。

- 文化三寅五月より同八未春季迄 何れもチ掛
同年未秋季より文政元寅秋季迄 本建
但し七ヶ年半之間
- 文政二卯二月廿九日本町一丁目北側より出火、駿河町店々類焼
文政二卯春季 元ノより名代迄 ウサ掛
後見已下 本建
- 文政二卯秋より同三辰秋迄 元ノより名代迄 ウ掛
後見已下 本建
- 同四巳春より同六未秋迄 本建
三ヶ年間
- 文政七申二月朔日神田三河町一丁目より出火、駿河町店々類焼
文政七申春より同十亥秋迄 元ノより名代迄 ウ掛
後見已下 本建
- 同十一子春秋 本建
- 文政十二丑三月廿一日神田佐久間町より出火、駿河町店々類焼
文政十二丑春季 元ノより名代迄 ウサ掛
後見已下 本建
- 同丑秋季より天保四巳秋季迄 元ノより名代迄 ウ掛
後見已下 本建
- 巳秋季諸品凶作格外高直ニ付、別段サ歩増被下置候
天保五午春より同七申秋迄 元ノより元方掛迄 ウサ掛
勘定名代已下 本建

申秋季諸品凶作ニ付格外高直ニ付、別段サ步増被下置候

天保八酉二月十九日大坂天満与力大塩平八郎乱亡變火ニ而、大坂本店類焼、土蔵四ヶ所共

天保八酉春秋

元ノより勘定名代迄 ウ掛

名代已下 ウサ掛

天保九戌四月十七日本小田原町より出火、駿河町店々類焼

天保九戌春より同十一子秋迄 元ノより元方掛迄 チ掛

勘定名代已下 ウ掛

同子十一月八日大坂本店見世開ニ付

天保十二丑春より同十三寅春迄 元ノより元方掛迄 ウ掛

勘定名代已下 ウサ掛

此度御改革御趣意ニ付諸品直下ケ被仰出、依之三都店々諸代呂物不残大札引ニ相成、心痛千万苦々敷、就右

同十三寅秋より同十四卯秋迄 元ノより元方掛迄 チ掛

勘定名代已下 ウ掛

右御趣意ニ付、寅卯共肝心江戸表至而不商ひ、三店共引勘定打続不詰千万苦々敷、重々奉恐入候、右ニ付功納建之通難出来、乍残念不得止事相談之上三ヶ年之間セ割減少之儀御願申上候所、御聞濟之上左ニ

天保十五辰春より 元ノより元方掛迄 エサ掛

勘定名代、平名代 チサ掛

後見、通勤支 ウ掛

但し預り銀マシメ、迄、月チ朱之処、改カ朱、其余是迄之通

一 弘化三丙午正月十五日江戸本郷丸山より出火、忽大火ニ相成、駿河町店々御抱屋敷数多御類焼、近来大難打続絶言語重々奉恐入候、就右別宅役料減方御願奉申上候所、是迄追々引方ニ相成居候ニ付、是迄之通ニ居置候様被仰

下、御仁恵之御儀重々難有奉存候

一 本店筋近来不商ひニ付、季々大録大不整ニ付心痛千万苦々敷奉存候、就右近来儉約相建罷在候へ共猶又相談之上、嘉永二酉四月より本店筋店々大儉約相建、万端質素相守、何分商事相励上目錄出来工面よく相整候様駈引罷在候

尤儉約建帳別帳ニ認在之候事

一 嘉永二酉六月御申渡書之通、此度主中様方大儉約御建、是迄御賄料御減方之上猶亦此度御減少、是迄之三ッ割式ツ分ニ而御賄被遊、万事御取縮御質素ニ可被遊段被仰出、時節トハ乍申何共重々奉恐入一統奉恐縮候、右ニ付別宅役料減方之儀御願奉申上候所、是迄追々相減在之儀ニ付是迄之通ニ居置候様被仰下、御仁恵之御儀一統難有奉存候、然ルニ元ノ加判名代者結構頂戴仕罷在候儀ニ付冥加之程も奉恐入、猶亦相談之上八月二日御寄会之節再願を以、元ノ役イ割方、加判名代サ歩方御減少、已下ハ是迄通ニ御居置被為成下候様御願申上候所、御相談之上御意被下候ニ者、当秋より左之通

元ノ役サ歩方減少 改エ掛

加判名代セ歩サ方減少 改エセサ掛

一 右之通被仰付、難有御請申上候

一 江戸店々別宅地代之儀、近来者役料減し方法掛ニ而、重役ニ相成候ニ随ひ地代相減有之、右ニ而者何共氣之毒存候ニ付、当節柄ニ者候得共其段御伺申上候所、御仁恵を以何れ茂ウ掛ニ可致遣段被仰付難有奉存候、則右之趣江戸表へ及通達候事

嘉永三戌四月

一 嘉永四亥春季米穀始諸色高直ニ付前書掛法高之

サ歩方別増被下置候

一 安政元寅年十二月江戸駿河町店々并御抱屋敷数箇所御類焼、同式年卯十月江戸表前代未聞之大地震有之、店々大破損土蔵向等者半潰同様、御抱屋敷向同断、中ニ者皆潰類焼之庭所も不少、誠ニ以絶言語候次第、依之近来段々

御儉約之上ニ候得共猶亦御相談之上、御宅々御賄料元建之サ掛、御連家之分ササ掛ニして御渡方ニ相成、宿持手一代役料減方被仰渡候処、左之通

安政三辰春季より同四巳春季迄

元ノより元方掛名代迄
家原、永井共

勘定名代、平名代

カサ掛

後見

エ掛

通勤支配

エサ掛

一 安政三辰春より三ヶ年之間如前書御建、未年限相建不申、江戸表商用向迎も今ニ難乗立候得共、米穀始諸色高直ニ付、格別之思召を以、左之通被仰渡候

安政四巳秋より文久元西秋季迄

元ノより勘定名代迄
家原、長井共

イ割増

平名代より通勤支配
イ割サ步増

右之通十一月十六日元方御寄会之上、被仰渡候

一 万延元年申秋季より文久元西秋季迄、米穀始諸色格外高直ニ付、前書掛法高之サ步増被仰渡候

一 江戸表商用向に今難乗立、季々目録不整ニ候得共、諸品格外之高直ニ付、格外之思召を以、文久二戌四月二日元方御寄会之上、左之通被仰渡候

文久二戌春季より

元ノより元方掛名代迄
エ半掛

勘定名代、平名代

チ半掛

後見、通勤支配

ウ半掛

一 元治元年子極月元方御寄会之上、諸色高直ニ付前書掛法之上にセ割増被仰付候処、其後益々高直ニ付、慶応二年寅七月二日御寄会之砌、チ割方増被仰付、然ルニ其後都而米穀始日用之品々猶々引上、前代未曾有高直ニ付、慶応二年寅極月御寄会シマ割方増被仰付重々難有奉存候、尤詰切之者者チ割増也

- (13) ただし通勤支配の役料の額は、第3表の後見格の額と同じになっている。
- (14) 西坂靖「京本店元ノ市川忠三郎奉公履歴（続）―別宅時代（天保七年〜慶応元年）―」第19表・第28表。
- (15) 「忠銀内建帳」は、簿冊番号でいうと四番、年次でいうと天保七年（一八三六）から文久元年（一八六一）までの期間が欠けている。
- (16) 泉常右衛門は、安永六年（一七七七）八月一三日、一三歳の時に奉公を始めた。初名は泉栄太郎。親は下立売油小路西入町の泉常三である（「奉公人抱帳」三井文庫所蔵史料 本一四三三）。安永九年（一七八〇）に元服し、庄六、新九郎と名を改めて、寛政六年正月に役頭、同九年七月に組頭、同一二年正月に支配となり、享和三年（一八〇三）二月に望性銀一九貫目を申渡されている（「手代元手申渡控」三井文庫所蔵史料 別一六五一）。
- (17) 『店々役人名鑑』（三井文庫閲覧室資料）。没年は「本店筋三都店々并元方松坂店大元ノヨリ通勤支配迄死去之者法名并姓名録」（三井文庫所蔵史料 本九九四）による。なお注（9）で述べたように、泉常右衛門の退職は、文政縫合一件に關し、天保元年一二月に紀州藩から出された裁決に基づき、本店一巻の手代を代表して、家事縫合いの責任を負ったことによる（『三井事業史 本篇一』五五八ページ）。
- (18) たとえば、文化三年（一八〇六）秋季から同六年秋季は、第8表によれば八掛であるべきところ、九掛にとどまっている。一方、文政二年秋季・同三年春季は第8表によれば九五掛であるべきところ、九掛になっている。
- (19) 友部謙一・西坂靖「労働の管理と勤労観―農家と商家」『講座・日本経営史』第一巻、ミネルヴァ書房、二〇〇九年）
一一二ページ。

三 割 銀

宿持手代の報酬の第二の柱は、「割銀」である。越後屋（本店一巻）では、三年ごとの大勘定の際に、上座以上の名

第13表 京本店名
目役手代の歩数
規程（享保16年）

職階	歩数
元加判名代	凡45歩
元方掛名代	凡30歩
勘定名代	凡25歩
名代	凡21歩半
後見	凡18歩
宿持支配人	凡13歩
店支配人	凡9歩半
支配人並	凡7歩半
組頭	凡6歩
役頭	凡4歩
上座	凡2歩半

出所)「名目役歩数規程矩
録」(『三井事業史
資料篇一』資料31)
より作成。

目役手代を対象にして、利益金の分配を行なった。これが割銀である⁽¹⁾。利益金の一〇分の一を分配したことにより十分の一褒美銀ともよばれる⁽²⁾。割銀の額は本店一卷の経営業績に連動するものであり、店の経営を中心に担う名目役手代たちから自発的な精勤・勤続を導き出す誘因として注目される。

個々の手代に与えられる割銀の額は、手代の職階ごとに定められた歩数に、一步あたりの銀額をかけることによって決まる。この一步当たりの銀額は、割銀の原資を全体の歩数（名目役手代各自の歩数の総計）で割ることによって算出されるが、その額は一定していない。それは、分子となる割銀の原資が三年間の経営業績の良し悪しによって変動すること、また分母となる全体の歩数も配分を受ける本店一卷の名目役手代の人数によって変動することによる。しかし職階ごとの歩数のほうは定まっているので、同一職階・同一年数の手代であれば、甲乙なく同額の割銀が与えられる仕組みになっている。

享保一六年の歩数規程 割銀の歩数についての規程としては、享保一六年（一七三二）の「名目役歩数規程矩録」がある⁽³⁾。これをまとめたものが、第13表である。元ノの歩数は「凡四十五歩」で、最も少ない上座の「凡二歩半」の二八倍になる。ちなみに役料・小遣の規程で、元ノと上座を比べてみると、元ノの役料は上座の小遣の二六倍となる。割銀のほうも、職階による開きが小さい。

泉常右衛門の事例 それでは、実際の支給額は、第13表の規程と符合するのか。ここでも泉常右衛門に即して、割銀支給の状況を追ってみる。ここで取り上げるのは「三ヶ年歩数控」という史料である⁽⁴⁾。三年勘定のたびに作られた割銀関係の史料のひとつで、上座以上の名目役手代一人一人について支払う割銀が計算されている。この史料から、享保一

第14表 泉常右衛門の割銀歩数と割銀額（寛政3年～文政6年分）

	期 間	期間内職階	歩数（朱書き）	割銀額
①	亥子丑 寛政3(1791) ～同5(1793)	上座3年	2.5	900匁 } 別 225匁 } 1貫125匁
②	寅卯辰 寛政6(1794) ～同8(1796)	役頭3年	4	1貫640匁 } 別 360匁 } 2貫000匁
③	巳午未 寛政9(1797) ～同11(1799)	組頭3年	6	2貫520匁 } 別 600匁 } 3貫120匁
④	申酉戌 寛政12(1800) ～享和2(1802)	支配3年	9.5	3貫800匁 } 別 760匁 } 4貫560匁
⑤	亥子丑 享和3(1803) ～文化2(1805)	後見格半年	4.333(朱3.2497)	877匁 } 別 98匁 } 975匁
⑥	寅卯辰 文化3(1806) ～同5(1807)	後見格半年・ 後見2年半	13(朱9.75)	4貫193匁 } 別 487匁 } 4貫680匁
⑦	巳午未 文化6(1809) ～同8(1811)	後見1年・名 代2年	16.33(朱12.25)	5貫880匁
⑧	申酉戌 文化9(1812) ～同11(1814)	名代3年	18(朱13.5)	6貫885匁
⑨	亥子丑 文化12(1815) ～同14(1817)	上之店名代半 年	3(朱2.25)	8貫930匁
		本店同1年・ 勘定1年半	16.75	
⑩	寅卯辰 文政元(1818) ～同3(1820)	勘定1年・元 方見習1年・ 同本役1年	23.833	10貫487匁 } 別 715匁 } 11貫202匁
⑪	巳午未 文政4(1821) ～同6(1823)	元方掛3年	25	12貫000匁

出所)「三ヶ年歩数控」(三井文庫所蔵史料 本2039-3、6、8、本2134-1、4、7、10、13、別689-3、6、10)。

六年(一七三二)以降、文政六年(一八一三)までの三年勘定における割銀が明らかにできる。これによって、泉常右衛門の、住込み時代・宿持時代の割銀の歩数の変化をまとめたのが第14表である。常右衛門の歩数について第13表の規程と比べてみると、第14表のうち、住込み時代の①から④は、いずれも三年にわたって同じ職階にあったので、第13表で示された歩数ときれいに一致している。宿持時代については、⑧文化九年～同一年(申酉末)の名代の時期、⑪文政四年～同六年(巳午未)の元方掛の時期は、三年にわたって同じ職階にあったので、第13表の名代および元方掛名代の歩数と同

じである。それ以外の時期は三カ年の間で職階の上昇があったために、それぞれの職階に在職した年限に応じて歩数の調整がなされている。第14表の⑤享和三年～文化二年(亥子丑)の歩数が少ないのは、常右衛門が京本店の支配役を退任してから上之店の後見格になるまでに勤務の空白期があったことによる。また⑤⑨は、常右衛門が上之店の宿持手代だった時期であるが、歩数に朱書きの書きこみがある。これは元の数値に〇・七五を掛けた数字である。上之店の手代の割銀については、京本店に比べて二五パーセントの減額措置がなされていたことがわかる。

泉常右衛門に対する割銀支給の状況を示す史料としては、もうひとつ「店々名目役割銀控」という帳簿がある。これには手代一人ごとに毎回の三年勘定における割銀の支給額が記されている⁽⁵⁾。ただし、泉常右衛門については、文化二二年～同一四年(亥子丑)の三年勘定からあとの分しか記されていない。この史料から泉常右衛門の割銀取得額についてまとめたのが第15表である。表の最初の「文政元寅春」に「亥子丑」の三カ年分、すなわち文化二二年～一四年分の割銀額が記載されている。第14表⑨と比べると「別増」として銀二貫五〇〇匁が加えられている。次の「文政四巳春」をみると、第14表⑩で記された銀額のほかに「同(別増)御手箆筭」として銀三貫五〇〇匁が付け加えられている。「御手箆筭」による割増は、そのあと三度、いずれも銀一〇貫目が付加されている。常右衛門は天保二年(一八三一)正月に元々を退任するが、「天保四巳春」をみると、最後の天保元年分について計算された際も「別増御手箆筭」銀三貫目が付け加えられている。

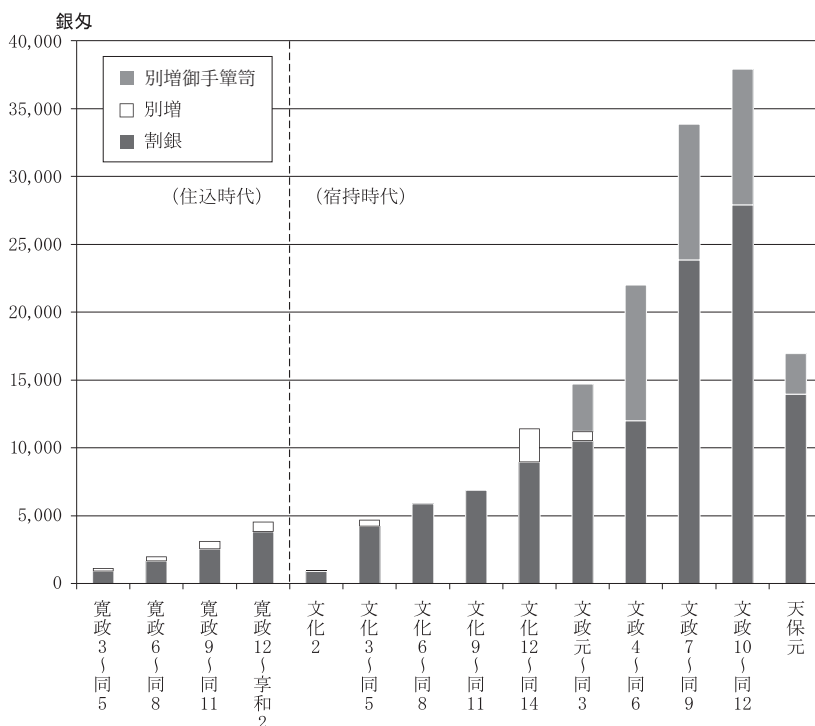
第14表と第15表から宿持手代の時期にあたる分の割銀額を計算すると、合計銀一五五貫二五一匁に達する。先にみた宿持手代時代の役料の合計銀額は一四八貫一九五匁一分だったので、割銀の額はこれを上回っている。

参考までに第14表と第15表から泉常右衛門が得た割銀額の変化を示したのが第2図である。ここでも第1図と同様、住込み時代に比べた宿持時代の額の多さがみてとれる。

第15表 泉常右衛門の割銀額（文化12年～天保元年分）

年	種目	銀額	備考		
文政元寅春 (1818)	亥子丑割銀高 別増	8貫930匁 2貫500匁	11貫430匁	巳春金方へ付 出ス	第14表⑨
文政4巳春 (1821)	寅卯辰割銀高 別増 同御手筆筒	10貫487匁 715匁 3貫500匁	14貫702匁	申春付 出ス	第14表⑩
文政7申春 (1824)	巳午未割銀高 別増御手筆筒	12貫000匁 10貫000匁	22貫000匁	亥春付 出ス	第14表⑪
文政10亥春 (1827)	申酉戌割銀高 別増御手筆筒	23貫849匁 10貫000匁	33貫849匁	寅春付 出ス	
文政13寅春 (1830)	亥子丑割銀高 別増御手筆筒	27貫900匁 10貫000匁	37貫900匁	巳春付 出ス	
天保4巳春 (1833)	寅卯辰割銀高 別増御手筆筒	13貫950匁 3貫000匁	16貫950匁	申春へ付 出ス	

出所) 「店々名目役割銀控」(三井文庫所蔵史料 本1931)。



第2図 泉常右衛門割銀（寛政3年～天保元年分）

出所) 第14表・第15表より作成。

(1) 『三井事業史 本篇一』二五六～二五八ページ。

(2) 割銀の原資になるのは、三年の間に本店一巻に留保された純利益金のほぼ一五%前後とされる(賀川隆行『近世三井経営史の研究』三三三ページ)。

(3) 「名目役歩数規矩録」(『三井事業史 資料篇一』史料31)。なお享保一六年より古い割銀の史料に「割銀勘定帳」一番(本一五二四)がある。これは、享保四年(一七一九)に始まるもので、割銀の預り・支払いに関する記録であるが、個人への支給額はわからない。

(4) 「三ヶ年歩数控」における割銀計算の記載事例として、文化三年から同五年(寅卯辰)の三年勘定における上之店の泉喜左衛門(常右衛門)と、多田七右衛門にかかわる部分を以下に示す(寅卯辰三ヶ年歩数控)三井文庫所蔵史料 本二〇三九二)。

上之店

後見格半季 「ウエサ」
後見式年半 シマ

一 ツメカ舟チシ、 泉 喜左衛門

内 ツメ舟ウマ、

ツ舟チシエ、 別

一 マメツ舟セシ、 支配三年 「エイセサ」
ウサ
多田七右衛門

内 マメ〇カツ、

マ舟サカ、 別

(以下略)

(5) 「店々名目役割銀控」の記載事例として、泉常右衛門の割銀取得銀額の記録のうち、文化二二年から同一四年(亥子丑)、

および文政元年から同三年（寅卯辰）の三年勘定における割銀取得額の部分を以下に示す「店々名目役割銀控」（三井文庫所蔵史料 本一九三二）。

泉 常右衛門

文政元寅春

一 八貫九百三拾匁

亥子丑割銀高

一 貳貫五百匁

別増

ヱシイヱツ舟マシ、

巳春金方へ付出す

文政四巳春

一 拾貫四百八拾七匁

寅卯辰割銀高

一 七百拾五匁

別増

一 三貫五百匁

同 御手簞筒

ヱシツヱ舟セ、

申春へ付出す

右において、「亥子丑」の割銀については「巳春」（文政四年）に「付出す」、「寅卯辰」については「申春」（文政七年）に「付出す」とあるが、「通勤元手銀預控」（三井文庫所蔵史料 本一九二五）には、それぞれ文政三年秋季、文政六年秋季に計上されている（第21表参照）。

四 預り銀の利子

宿持手代の報酬の第三の柱は預り銀の利子である。宿持手代が住込みを脱する際に申し渡された元手銀（望性銀）や、先に述べた割銀などは店が預かる。これが預り銀である。「強制された社内預金¹⁾」と評価される。この預り銀には利子

がつき、これも宿持手代の報酬のひとつとなる。ちなみに住込み手代の場合は、小遣・役料の遣い残しなどが預り銀となるが、こちらには利子が見つからない。⁽²⁾ 預り銀に利子がつくのは宿持手代に認められた優遇措置のひとつである。

享保一六年・天明八年の規程 宿持手代の預り銀と利子は「通勤元手銀預控」という帳簿に記録される。そのうち最も古い「通勤元手銀預り之控」一番は享保一六年（一七三二）まで遡る。その帳簿の冒頭に次のような記載がある。⁽³⁾

案紙

覚

一 銀何ほと也 (御法銀高三拾貫目迄月八
右ノ余ハとし五也)

右者從旦那元手銀被下置候内、本店へ預ヶ置被申候所実正也、御法之通銀高〇月八ノ利足を以相渡可申候、
銀高マシメ、迄ハ

尤、毎年証文認替可遣間、其砌此手形御差越可被成候、仍如件

御法

月日

二元一人
名代二人判

誰殿

右者享保十六年亥七月ヨリ改

これは店が、宿持手代から元手銀を預る際の手形の案紙である。銀三〇貫目までは「月八」（月〇・八パーセント）、それをこえると「とし五」（年五パーセント）の利子がつく定めになっている。末尾に「享保十六年亥七月ヨリ改」とあることから、制度としてはそれ以前から存在していたことがうかがえる。

時代が下って、「通勤元手銀預控」六番（寛政元年〜同八年）の冒頭には、次のような記載がある。⁽⁴⁾

覚

一 天明八年申春より預り銀高切符并利附之仕方相改候ニ付、左記ス

預り銀高切符

大元

舟カシ

元

舟マシ

加判

舟

元方掛り

チ

勘定

カシサ

名代

サシ

後見

マシサ

通勤支配

マシ

右銀高迄預り之分、マシ、迄者月チ朱、其余ハ年サ步之利足可遣候、右役柄夫々銀高切符之外者無利足有之候事

(朱書)「但し、右之通有之候得共、此節銀子上面合茂有之ニ付、天明八年申春季より来ル巳年迄十ヶ年之間者、切符之外モ年

セ步サニ而預り可遣候、尤十ヶ年過候ハ、無利足可致事」

(貼紙にて抹消)「一 有商売之銘々是まで之通り月

春マ朱 秋ツ朱」

右之通有之、其余申渡書委細記有之候事

「天明八年申春より」とあることから、以下この規程を〈天明八年の利子規程〉とよぶことにする。この史料によれ

第16表 本店一卷宿持手代預り銀利子規程 (天明8年)

職 階	預り銀額	利 率	預り銀額	利 率
大元 元加 判方 掛定 勘名 後見 通勤支配	銀30貫目まで	月利0.8%	銀30貫目をこえ160貫目まで	年利5%
			銀30貫目をこえ130貫目まで	
			銀30貫目をこえ100貫目まで	
			銀30貫目をこえ80貫目まで	
			銀30貫目をこえ60貫目まで	
			銀30貫目をこえ50貫目まで	
			銀30貫目をこえ35貫目まで	

出所)「通勤元手銀預控」(三井文庫所蔵史料 本1921)。

ば、大元から通勤支配までのいずれの職階も共通に銀三〇貫目までは「月千朱」(月〇・八パーセント)の利子がつく。それを上回った部分については、「年サ步」(二年五パーセント)の利子がつく。ここまでは、享保一六年(一七三一)の規程と同じであるが、ここでは職階ごとに、年五パーセントの利子がつく限度額が設けられている。そしてその限度額をこえた部分については無利子となる。預り銀額の限度と利子を職階ごとにまとめると第16表のようになる。

なお(朱書)の部分では、改訂にあたって経過措置が取られたことを示している。すなわち、天明八年春季から一〇カ年に限り、限度をこえた分も「年セ步サ」(二年・五パーセント)の利子が付けられることになっている。

また(貼紙にて抹消)の部分は「有商売之銘々」とあるのが注目される。これは店に勤務する一方で、自分商売を行っている宿持手代のことである。この〈天明八年の利子規程〉のもとになったのは、天明七年(一七八七)一二月に三井高清・高祐の連名で出された「御申渡書」である。その「御申渡書」において注目されるのは、宿持手代の自分商売はその遺族の暮しを支えるものとしては当てにならないものとされ、それに代わるものとして預り銀の利子が位置づけられていることである。また自分商売によって「店勤気配疎ニ成ル」ので、勘定名代以下については自分商売を許可しないとされている。さらに「自分商売為致間敷心ヲ以」、自分商売をおこなっている手代たちに対しては、預り銀三〇貫目まで月〇・八パーセントの利子の規程を適用してこなかったとも述べられている。実際、(貼紙にて抹消)の部分では、「有商売之銘々」の利率が、月

第17表 京本店宿持手代預り銀利子計算（文化元年春季）

職階	名 前	期首預り銀		利子銀額	
		合 計	内 訳	左に対応する利子(利率)	利子合計
元ノ	上嶋七郎兵衛	168貫569匁 2分5厘	$\left\{ \begin{array}{l} 30貫000匁 \\ 100貫000匁 \\ 68貫569匁 \\ 2分5厘 \end{array} \right.$	→1 貫560匁 (5.2%) →2 貫710匁 (2.7%) → 利なし	4 貫270匁
加判 名代	中塚徳次郎	62貫159匁 1分7厘	$\left\{ \begin{array}{l} 30貫000匁 \\ 32貫159匁 \\ 1分7厘 \end{array} \right.$	→1 貫560匁 (5.2%) → 871匁 5分1厘(2.7%)	2 貫431匁 5分1厘
後見	佐々木与三右衛門	18貫339匁 1分2厘	18貫339匁 1分2厘	→ 953匁 6分3厘(5.2%)	953匁 6分3厘

出所)「通勤元手銀預控」(三井文庫所蔵史料 本1923)。

○・八パーセントより低く設定されている(春季は○・三パーセント、秋季は○・四パーセント)。「是まで之通り」という文言から、その低利率は天明八年以前には実施されたものとみられるが、それがいつからかは、「通勤元手銀預控」三・四・五番が現存しないこともあって、明らかにできていない。

この〈天明八年の利子規程〉においてこの「有商売之銘々」の項目が貼紙で抹消された理由については、自分商売に対する不利な取扱いを解消したというわけではなく、自分商売を表立って認めるような項目を規程の表面に出すことを避けようとしたものではないかと考えておきたい。

ちなみに「通勤元手銀預控」六番以後の各帳簿においても、それぞれの冒頭には、この〈天明八年の利子規程〉が記される。この規程は宿持手代の預り銀の利子に関する基本的な規程であり続けたものと考えられる。⁶⁾

次に、実際の預り銀と利子をとりあげて、この規程が符合するか確認してみよう。第17表は、「通勤元手銀預控」八番の文化元年春季分⁷⁾から、京本店の宿持手代四人を抽出したものである。

まず後見の佐々木与三右衛門について。第17表では預り銀一八貫三三九匁一分二厘で、利子が九五三匁六分三厘になっている。半年分(春季分)の利率を計算すると五・二パーセントとなる。銀三〇貫目以下なので第16表の規程によれば、

一カ月の利率は〇・八パーセントのはずである。この二つの利率をどのように理解するか。ここで留意すべきは、越後屋においては、一年は七月一日で二分されるため、春季は六・五カ月、秋季は五・五カ月になるということである。これをふまえれば、春季は〇・八パーセント（一カ月の利率）×六・五（春季の月数）＝五・二パーセントとなり、二つの利率は符合する。

ついで、加判名代の中塚徳次郎についてみてみよう。預り銀六二貫一五九匁一分七厘で、利子が二貫四三一匁五分一厘になっている。預り銀六二貫一五九匁一分七厘のうち、三〇貫目までが月利〇・八パーセント（春季分の利率は五・二パーセント）、残り三二貫一五九匁一分七厘に年五パーセントの利子がつくはずである。実際についての利子二貫四三一匁五分一厘のうち、一貫五六〇匁が預り銀のうち三〇貫目分につく利子である（三〇貫目×五・二パーセント）とすると、利子の残り八七一匁五分一厘（二貫四三一匁五分一厘―一貫五六〇匁）が、預り銀のうち三二貫一五九匁一分七厘につく利子であることになる。その分の利率を計算すると、八七一匁五分一厘÷三二貫一五九匁一分七厘で、二・七パーセントになる。これは年利五パーセントの春季分すなわち六・五カ月分である（五÷二×六・五）。

最後に、元メの上嶋七郎兵衛についても確認しておこう。預り銀一六八貫五六九匁二分五厘で、利子が四貫二七〇匁である。預り銀のうち三〇貫目に月利〇・八パーセント（＝春季利五・二パーセント）、一〇〇貫目に年五パーセント（＝春季利二・七パーセント）の利子がつき、残り六八貫五六九匁二分五厘には利子がつかないことになる。三〇貫目の利子は一貫五六〇匁、一〇〇貫目の利子は二貫七一〇匁で、合計四貫二七〇匁となる。

このように、文化元年春季の京本店の宿持手代の預り銀の利子は、第16表の規程に符合することが確かめられる。

退職後の預り銀の利子

注目したいのは、宿持手代が勤務を終えた後（在任中に死亡または退職した後）においても、預り銀に利子がつくということである。死亡または退職した宿持手代の預り銀は、先に取り上げた「通勤元手銀預控」

ではなく、「通勤退役預銀控」という帳簿に記録される。この帳簿の第一番は、安永七年（一七七八）春季から始まるものであり、先にみた「通勤元手銀預り之控」一番の開始時期（享保一六年）からかなり遅れる。利子についての規程としては、この「通勤退役預銀控」一番の天明八年（一七八七）春季の冒頭に、次のような記事がみられる（引用史料中の①②③は筆者による）。これを〈天明八年の死後利子規程〉とよぶことにする。天明八年春季というのは、先に見た「通勤元手銀預控」の規程（〈天明八年の利子規程〉）と時期を同じくするものである。いずれも、預り銀の利子を宿持手代の遺族の暮しを支えるものと位置づけた、天明七年二月の「御申渡書」⁽¹⁰⁾の趣旨を現実化したものと言えよう。

天明八年申春季

一 当季より預り銀高切府并利附之仕方相改り申候ニ付左ニ記ス

① 一 後家相続之分、役柄預銀高建迄月マ朱サ、其余利足なし

② 一 後家死去俸相続又ハ子供養育之分、役柄預り銀建まで月セ朱サ、其余無利足

③ 一 当役式十五回忌迄右利足可遣候、廿六年目より役柄ノ無差別、一統銀高マン貫目迄八月セ朱サ、其余利足なし

但し次ニ口々年数記候ハ死去より之也

〔朱書〕
「右之内」

一 中西宗助、金方差引有之を以役柄預り銀建ニ不抱、月マ朱サ利足積是迄之通

一 多田喜左衛門、至而工面能相続甚手柄忠節ニ候、仍テ利足義不及程ニ候得共、建方半減積りを以、
半季サ舟、宛利足積ミ、

一 吉田休三、当時振合之訳有之を以、先当分是迄之通春セ朱、秋セ朱サ
「右之通有之、其余申渡書委細記有之候事」

第18表 本店一卷宿持手代預り銀死後利子規程（天明8年）

職階	25回忌まで			26回忌以降	
	利子つき上限	利子		利子つき上限	利子
		後家相続	倅相続		
大元ノ	銀160貫目まで	月0.35%	月0.25%	銀30貫目まで	月0.25%
元ノ	銀130貫目まで				
加判	銀100貫目まで				
元方掛	銀80貫目まで				
勘定代	銀60貫目まで				
後見	銀50貫目まで				
通配	銀35貫目まで				
通支配	銀30貫目まで				

出所)「通勤退役預銀控」(三井文庫所蔵史料 追9)。

言が以下のように変わっている。

一 当役廿五回忌迄右利足可遣候、廿六年目より役柄之不及差別一統利なし、併無扱訳ニ而合力相談之節者、銀高マシ貫目まで月セ朱サ、其余利足なし

これによると通勤退役預銀のしくみは、以下のようにまとめられる。
 ①より、宿持手代の死後、後家が相続した場合は、それぞれの職階ごとに定められた預り銀の上限までは月〇・三五パーセントの利子をつけるが、それを上回った分については無利子とする。

②より、後家の死後、息子が相続した場合は、それぞれの職階ごとに定められた預り銀の上限(第16表参照)までは月〇・二五パーセントの利子をつけるが、それを上回った分については無利子とする。

③より、当該の手代の二五回忌まで、①②の利子をつける。二六年目からは、職階にかかわらず、三〇貫目までの預り銀に月〇・二五パーセントの利子をつける。

以上をまとめたのが第18表である。この「天明八年の死後利子規程」については、以後「通勤退役預銀控」の三番(寛政八年〜享和二年)、四番(享和二年〜文化五年)¹⁾の冒頭に同文言で記されている。ところが「通勤退役預銀控」六番(文化一〇年春季〜文政元年秋季)以降では、三カ条目(③の部分)の文

第19表 京本店宿持手代預り銀退職後利子（文化元年春季）

	退職時職階	退職年	死後年数	期首預り銀額	利子銀額	月 利
池田忠左衛門	元 〳	明和4年	38年目	57貫333匁2分2厘	931匁6分7厘	春秋0.25%
吉田休三	元 〳	安永3年	31年目	150貫000匁	1貫950匁	春0.2% 秋0.25%
向崎吉郎兵衛	大元 〳	寛政11年	6年目	261貫240匁7分9厘	3貫640匁	春秋0.35%
田中嘉右衛門	加判名代	天明7年	18年目	90貫542匁3分5厘	2貫059匁8分4厘	春秋0.35%
石川正有	名代	天明7年	(生前退職)	2貫266匁1分8厘	51匁5分6厘	春秋0.35%
横江孫右衛門	通勤支配	天明8年	17年目	11貫551匁3分2厘	187匁7分1厘	春秋0.25%
藤田与三兵衛	通勤支配	寛政8年	9年目	21貫495匁3分6厘	349匁3分	(春秋)0.25%

出所)「通勤退役預銀」(三井文庫所蔵史料 続1772)。

すなわち、二五回忌を済ました手代の預り銀について、これまでは三〇貫目まで月〇・二五パーセントの利子をつけていたものが、原則として無利子とする。しかし事情がある者についてのみ相談の上で三〇貫目まで月〇・二五パーセントの利子をつけるということになっている。これまでは宿持手代の死後いつまでも利子がつくことになっていたものが、二五回忌を限度とすることになったわけで、手代の遺族にとっては不利な改訂である。これがどの時点でどのような事情で書き換えられたのかは、「通勤退役預銀控」の五番が現存しないこともあって、今のところ明らかにできていない。

それ以後の「通勤退役預銀控」においても、その冒頭に、三カ条目を改訂した(天明八年の死後利子規程)が記され続けているので、この規程は退職した手代の預り銀の利子に関する基本的な規程であったと考えられる。

それでは、実際の退職手代の預り銀につく利子について、(天明八年の死後利子規程) (第18表) と符合するか検討してみよう。第19表は、「通勤退役預銀控」の文化元年(一八〇四)春季分¹⁴⁾から、京本店を退職した宿持手代七人を抽出したものである(文化元年春季は三カ条目の改訂がなされる前の時期である)。手代それぞれに一カ月の利率が記載されているので、そこに注目することにする。

結論からいうと、実際の利子のつけかたは、第18表の規程に必ずしも符合しない。ひとつは二六回忌以後(死後二六年目以後)の手代についての対応である。第19表におい

ては、元ノ池田忠左衛門と吉田休三の二人である。第18表の規程では、利子がつくのは銀三〇貫目までのはずであるが、池田は預り銀全額に月〇・二五パーセント（春季六・五カ月で一・六二五パーセント）の利子がついている。吉田も春季の月利は〇・二パーセント（春季六・五カ月で一・三パーセント）とやや低い、やはり預り銀全額に利子がついている。この事情に関し、池田については「別段願ニ付、元ノ卅八年」と注記されている。吉田については「元ノ別段卅一年、但シ卅三回忌迄、其後利なし」とあり、天明八年春季の冒頭の規程においても朱書で別扱いであることが述べられている。規程ができた天明八年以前に退職した元ノについては、「別段」¹⁵ 例外的な対応がなされたものとみられる。

もうひとつ、第18表の規程と合わない点は、生前に退職した宿持手代についても預り銀の利子が支払われていることがあげられる。注目されるのは石川正有である。彼は、天明七年（一七八七）二月、名代役を最後として、病身を理由に退職したが、文化元年の春季にはまだ存命している。その彼の預り銀に対しても利子がついている。彼の場合、退職した天明七年の秋季から、預り銀に利子がついており、文化元年は一八年目になる。¹⁵ 第19表での利率は、春季・秋季とも月〇・三五パーセントであるが、これは第18表の規程でいうと、後家相続のケースの利率に相当する。

その他の二五回忌まで（死後二五年目まで）の手代については第18表の規程に符合する。預り銀の額が、職階ごとの上限を超えているのが、大元ノの向崎吉郎兵衛である。規程の通り、預り銀のうち一六〇貫目までの部分に月〇・三五パーセント（春季六・五カ月として二・二七五パーセント）の利子がついている。

それでは、宿持手代が、在職中また退職後において、実際にどれだけの利子を得ていたのだろうか。この問題については、次節において、泉常右衛門を事例として検討する。

(1) 『三井事業史 本篇一』八八〇ページ。

(2) 住込み手代の預り銀を示す史料としては、安永六年(一七七七)以降、「役料小遣差引貸預留」がある(三井文庫所蔵史料 本一五二七、本一五二九、本一五三〇、本一五三三、本一五三五、本二〇一四)。西坂靖「京本店元ノ市川忠三郎奉公履歴(続)―別宅時代(天保七年ノ慶応元年)―」(『三井文庫論叢』四一号、二〇〇七年)一六五・一六六ページ。

(3) 「通勤元手銀預り之控」一番(三井文庫所蔵史料 統一七七〇)。

(4) 「通勤元手銀預控」六番(三井文庫所蔵史料 本一九二二)。

(5) 「御申渡書」(三井文庫所蔵史料 本一一六二九)。この申渡は、自分商売をおこなう宿持手代の中に、商売がうまくいかず「役料割銀打込、剩店表借用銀等致シ置、其身死後ニ至妻子相続之手当ヲ失ひ難洪之族」(第一条)がいることを問題視して出されたもので、宿持手代の妻子相続の手段として、預り銀の利子を位置づけなおしている。そのため本文中でも述べたように、勘定名代以下の自分商売について不許可とした上で(第三条)、元方掛名代以上の者たちが自分商売をおこなう場合でも、銀三〇貫目は「妻子要銀」として店に預けることを命じている(第四条)。なお樋口知子「別家手代の遺言状と跡式関係史料」(『三井文庫論叢』一八号)も参照のこと。

申渡之覚

一 商人ハ元銀歩廻リヲ見而夫々暮シ方相立候事勘要第一ニ候、其歩廻リ見ル力薄キ時ハ家業相続難及、全右趣意近來薄ク成故ニ哉、名聞商振ニ而、有商売銘々役料割銀打込、剩店表借用銀等致シ置、其身死後ニ至妻子相続之手当ヲ失ひ難洪之族有之、死後之恥辱相頭歎敷次第ニ候、已來有商売之者元銀歩廻リ暮シ方の道理勘弁可有之事ニ候、全体店勤仕身分ヲ以自分商売致シ候事、其本人茂心氣を痛、死後ニ至妻子不相続之所聞およひ不便ニ存候故、改左之通申渡候

一 当役宿持手代預り銀利足付キ切符

大元ノ

任留敬ノ

元ノ役

任見敬ノ

加判 任ノ、

元方掛り 於敬ノ、

勘定名代 留敬佐ノ、

名代 佐敬ノ、

後見 見敬佐ノ、

通勤支配 見敬ノ、

右銀高迄預り之分、見敬ノ、迄者月チ、其余ハ年サ步之利足付ケ可遣候、右銀高切符之外ハ無利足ニ心得可申候
但 此節本店銀廻り工面有之故來申年より已年迄十ヶ年之間ハ、切符之外年セ步サニ而預り可遣候、右十ヶ年過候ハ、無利足致可申事

一 勘定名代已下ハ自分商売聞届不申候、自然親代より又ハ一家より無拠請繼候者ハ可為格別哉、自分商売有之時ハ夫丈ケ店勤氣配疎ニ成ル道理ニ候故、一通リニ而者難指免訳ヲ能々心得可申候、勿論銀高佐敬ノ、妻子要銀として店表ニ急度預置可申事

一 元方名代已上ニ相成候ハ、自分商売差免可申候、然共何程之商売致候共、佐敬ノ目ハ店定預ケニ致置候、其余銀ヲ以商売手輕仕始可申候、及老年手ヲ広ケ過心氣之勞出候事、重役ニ至不奉公之筋、至極思慮可在之儀ハ勘要ニ候、勿論何程利潤工面宜儀在之候共、前文佐敬ノ、動シ候事堅不相成、死後至妻子要銀として店表ニ急度預置可申事

一 当役宿持死後、後家幼少之倅養育、又ハ相果候者親杯有之、有銀ヲ以暮シ方可致筋ハ、賄入用ヲ積、年^マ步^ツ位利足付ケ可遣候、全死後相続ヲ以之事ニ有之候、是共相続人出來候節ハ利足遣ニ不及候事

但 宿持当役病氣又ハ老年等及退役申付候者、其人柄ニ寄右同事之趣ヲ以程克差計可遣候
一 有商売之者、是迄預り銀見敬ノ、迄チノ利足無之建ニ有之候、是全自分商売為致問敷心ヲ以チ之利足無之処、其弁薄キ所よりして商売仕始不相続之者多在之、年來勤勞之趣意薄相成不詰候、依之此度相改一統無商売建ニ申渡

儀ニ在之候、然共元方掛り名代已上ハ相応有銀も有之、又子孫之所も相察候へハ元方名代已上前書之趣ヲ以自分
商売差可免候、猶其節願書差出可申候

一 預り銀之分、京都ニ而利付置候事、然ハ江戸大坂表ニ而無利足之銀子借用有之間敷事候、当座借り有之分ハ目錄
表へ相願置可申候

但 当役有商売之分役料之外金銀貸預り出入、年サ歩之利足ヲ以指引勘定可仕候

右之通改申渡候条可被相心得候、以上

天明七丁未

八郎兵衛 高清判

十二月

八郎右衛門高祐判

右之通結構被仰渡、私共行末之所御厚被思召上難有奉存候、然上ハ常々暮シ方万端質朴ニ相心得、御定銀高佐敬、
御預り之御仕法急度相立候様可仕候、則御請印形仕候以上

京江戸大坂惣宿持

手代中判

(6) 享和三年(一八〇三)に始まる「通勤元手銀預控」八番(三井文庫所蔵史料 本一九二三)からは、「但し隠勤者役柄
右切符迄利付、内マシ、迄月ツセ其余月マサ」という文言が付加されている。また「一 役料」の注(12)に掲げた
「別宅役料増減之覚」によれば、天保一五年(弘化元年)春に「預り銀マシ、迄、月チ朱之処、改カ朱」とあり、銀三
〇貫目迄の利率が、月〇・八パーセントから〇・六パーセントに引き下げられている。これにつき安政五年(一八五八)
に始まる「通勤元手銀預控」十五番(三井文庫所蔵史料 本一九二八)を見ると、それ以前と同様に「天明八年の利子規
程」が冒頭に置かれ、銀三〇貫目までの利率が月〇・八パーセントと記されているが、実際に計算してみると月〇・六パ
ーセントに引き下げられていることがわかる。

(7) 「通勤元手銀預控」八番(三井文庫所蔵史料 本一九二三)。記載形式を示すため、文化元年春季の冒頭にあらわれる大
西幸七の事例を次に掲げる。

一 四貫八百七拾壹匁六分七厘 大西幸七

利セ舟サシママ入マ厘

内 壹貫貳拾六匁四分渡

差引ノ四貫九拾八匁六分

(8) 越後屋では、一年は春季と秋季に二分されるが、日数は均等ではない。春季は正月から七月一四日まで、秋季は七月一五日から十二月晦日までである。

(9) 「通勤退役預銀控」一番(三井文庫所蔵史料 追九)。安永七年秋季の冒頭に記された吉田休三の事例を次に掲げる。

一 貳百九拾五貫目 吉田休三

利ツヅエ舟ウマエ入 月セサ

内 四ノ七百九十三匁七分五厘 渡

差引ノ貳百九拾五貫目

安永八年(二七七九) 春季・秋季の預り銀の利率については五つのパターンがある。すなわち、①春季月〇・二パーセント・秋季月〇・二五パーセント、②春季月〇・三パーセント・秋季月〇・四パーセント、③春季・秋季とも月〇・四二パーセント、④春季・秋季とも半季二・五パーセント、⑤利なしである。これらのしくみについては未検討である。

(10) 注(5) 参照。

(11) 「通勤退役預銀控」三番(三井文庫所蔵史料 統一七七二)、「通勤退役預銀控」四番(三井文庫所蔵史料 統一七七二)。

(12) 「通勤退役預銀控」六番(三井文庫所蔵史料 統一七七三)。

(13) 「通勤退役預銀控」九番(三井文庫所蔵史料 統一七七四)の冒頭の〈天明八年の死後利子規程〉には、次のような下げ紙が付されている。この箇条は、十番以後の「通勤退役預銀控」の冒頭の〈天明八年の死後利子規程〉に書き加えられている。

但、元方役所勤本店筋より参り候別宅、死後是迄利足無之建ニ候得共、右ニ而ハ相続難出来ニ付、天保三千辰秋其断書

付を以八郎右衛門・高満様江御願申上、御聞濟被下候所左ニ

月マサ之内 イエサ 本店出

イエサ 元方出

右元方出候分望性合力利足請取之節、金方より一緒ニ認出し請取可申事

(14) 「通勤退役預銀控」四番（三井文庫所蔵史料 統一七七二）。文化元年春季の冒頭にある吉田休三の事例を次に掲げる。

元ノ別段卅一年、但シ卅三回忌迄、其後利なし

一 百五拾貫目

吉田休三

利 イノウ舟サシ、

春セ朱、秋セ朱サ

内 壹ノ九百五拾匁 渡

差引ノ百五拾貫目

(15) 石川正有（七兵衛）については、天明七年秋季には、利率が春季月利〇・三パーセント、秋季〇・四パーセントと記されているが、天明八年春季からは、春季・秋季とも〇・三五パーセントとなっている（「通勤退役預銀控」三井文庫所蔵史料 追九）。この変化は〈天明八年の死後利子規程〉に対応したものとみられる。ちなみに石川正有は、文化三年（一八〇六）四月一〇日に没する。「通勤退役預銀控」四番の文化三年秋季の部分には、預り銀が全て引き渡されたことが記されている（「通勤退役預銀控」三井文庫所蔵史料 統一七七二）。これにより、石川正有の名前は「通勤退役預銀控」から消えた。

五 預り銀の蓄積過程

宿持手代はどれだけの資産を形成していたのだろうか。その資産としては、家屋敷などの不動産、株、債権、さらに

第20表 京本店子出の宿持手代の退職時の預り銀額
(享保5年～天保10年入店者)

最終職階	名 前	退職時の 預り銀額	最終職階の就任・退職年次	退職 事由
大元	向崎吉郎兵衛	190貫398匁38	寛政11年(1799)～寛政11年(1799)	死
元	上島喜三兵衛	239貫471匁2	寛政11年(1799)～文政4年(1821)	死
元	中塚徳次郎	184貫754匁31	文化6年(1809)～文政元年(1818)	死
元	泉常右衛門	109貫878匁77	文政8年(1825)～天保2年(1831)	死
元	市川忠三郎	233貫563匁44	安政3年(1856)～慶応元年(1865)	死
加判名代	橋井利兵衛	54貫475匁33	安永8年(1779)～安永8年(1779)	死
加判名代	橋井利兵衛	20貫133匁26	文化6年(1809)～文化14年(1817)	
加判名代	辻川七郎次	98貫674匁83	天保3年(1832)～天保3年(1832)	死
加判名代	井上甚三郎	29貫350匁5	安政4年(1857)～安政6年(1859)	死
加判名代	吉仲庄太郎	13貫957匁01	慶応3年(1867)～明治元年(1868)	死
元方掛名代	浅井文右衛門	34貫404匁22	文政7年(1824)～天保2年(1831)	
元方掛名代格	小森伊三次	64貫315匁97	文政10年(1827)～文政11年(1827)	死
勘定名代	佐々木与三右衛門	14貫369匁44	文化8年(1811)～文化11年(1814)	死
名 代	石川七兵衛	67貫845匁99	天明3年(1783)～天明7年(1787)	
名代(上之店)	家城藤吉	18貫376匁17	享和2年(1802)～文化2年(1805)	死
名 代	横江孫次郎	10貫950匁33	文化8年(1811)～文化12年(1813)	死
後 見	中西宗助	18貫858匁54	寛政6年(1794)～寛政9年(1797)	
後 見	中西宗助	△19貫822匁24	享和3年(1803)～文化元年(1804)	死
通勤支配	藤田与三兵衛	16貫699匁91	寛政7年(1795)～寛政8年(1796)	死

出所)「通勤元手銀預控」(三井文庫所蔵史料 本1921～1928)、「通勤退役銀預控」(三井文庫所蔵史料 追9)。

注) 第2表にあげた別宅手代のうち、上記史料により退職時の預り銀額が判明する者を対象とする。ただし大元方転出者を除く。△は店への負債を示す。

現銀などが考えられる。しかしもとより個々の宿持手代の資産の総体は、三井側の経営史料からは把握することができない。そのような不完全さがあることを前提にしつつ、ここでは、宿持手代の資産の一分肢を構成するものとして、店が宿持手代から預かっている預り銀について着目したい。

宿持手代の職階と預り銀額 宿持手代が死亡または退職によって奉公に終止符を打つ時点で、預り銀の額はどのくらいの額に達しているのだろうか。それは、当該の手代が死亡または退職した年季の「通勤元手銀預控」に記された額をみればわかる。第20表は、第2表にあげた宿持手代のうち、この史料から死亡時または退職時の預り銀額がわかる者をまとめたものである(大元方へ転出した者は除

外してある）。これをみると、やはり大元〆、元〆をつとめた者の預り銀の額が多いことがわかる。最も多いのは上嶋喜三兵衛で、銀二三九貫四七一匁余にのぼっている。本稿でこれまで取り上げてきた泉常右衛門は、銀一〇九貫八七八匁余で、元〆としては少ないほうであった。全体的な傾向をみると宿持手代の退職時の預り銀は職階に相応したものにしているが、仔細にみると同じ職階でも差がある。例えば加判名代についてみると、辻川七郎次の銀九八貫六七四匁余に対して、吉仲庄太郎は銀一三貫九五一匁余に過ぎない。これは、店から得た割銀などの報酬をそのまま預り銀にしていることによって利子収入を得るか、引き出して他の形で運用するかの違いによるものである。その手代が置かれた状況で異なってくるものと考えられる。これは、宿持手代が独自におこなっていた事業または投資形態が多様であることを示しているともいえる。⁽¹⁾

在職中の預り銀―泉常右衛門の事例　続いて、別家手代の資産の一分肢としての預り銀がどのように蓄積されていくのか。個別の宿持手代に即して検討したい。別稿では幕末期の元〆市川忠三郎の預り銀を検討した。それによると、天保九年（一八三八）秋季に銀二三貫七〇〇匁余だったものが、二〇年後の安政五年（一八五八）春季には七倍以上の銀一六九貫九五〇匁余に増加していたことがわかった。しかし、その間の期間については「通勤元手銀預控」が現存しないので、どのように増えていったか、実際の記録で跡付けることができなかった。そこで本節では、これまでと同様、泉常右衛門を事例に預り銀の増加の過程について検討したい。

「通勤元手銀預控」における、文化二年（一八〇五）春季から天保二年（一八三一）春季までの二六年半（五三季）の泉常右衛門についての記載をまとめたものが第21表である。「通勤元手銀預控」に記載される基本的な項目は、期首の銀額、それにつく利子、新規の預り、割銀預り、渡し（手代側からみると引出し）、それらを差引きした期末の合計銀額である。⁽³⁾ 前節で検討した割銀と利子はこの中に直接的に反映される。しかし、役料は直接にはあらわれてこない。

第21表 泉常右衛門の預り銀額（文化2年春季～天保2年春季）

年 季	期 首	利 子	預 り	割銀預り	渡 し	期 末	職 階
文化2年春季 (1805) 秋季*	7,321.88 7,520.91	380.74 391.09	0 0	0 4,560	181.71 0	7,520.91 12,472	後見格
文化3年春季 (1806) 秋季	12,472 13,120.54	648.54 577.3	0 0	0 0	0 0	13,120.54 13,697.84	後見
文化4年春季 (1807) 秋季	13,697.84 14,410.13	712.29 634.05	0 0	0 0	0 0	14,410.13 15,044.18	
文化5年春季* (1808) 秋季	15,044.18 13,946.83	902.65 613.66	0 0	0 975	2,000 0	13,946.83 15,535.49	
文化6年春季 (1809) 秋季	15,535.49 16,343.34	807.85 719.11	0 0	0 0	0 2,000	16,343.34 15,062.45	
文化7年春季 (1810) 秋季	15,062.45 13,845.7	783.25 609.21	0 0	0 0	2,000 0	13,845.7 14,454.91	
文化8年春季* (1811) 秋季	14,454.91 15,322.21	867.3 674.18	0 0	0 4,680	0 0	15,322.21 20,676.39	名代
文化9年春季 (1812) 秋季	20,676.39 19,751.56	1,075.17 869.07	0 0	0 0	2,000 2,000	19,751.56 18,620.63	
文化10年春季 (1813) 秋季*	18,620.63 19,588.9	968.27 1,018.62	0 0	0 0	0 1,500	19,588.9 19,107.52	
文化11年春季 (1814) 秋季	19,107.52 20,101.11	993.59 884.45	0 0	0 5,880	0 0	20,101.11 26,865.56	
文化12年春季 (1815) 秋季	26,865.56 28,262.56	1,397 1,243.55	0 1,000	0 0	0 379.99	28,262.56 30,126.12	
文化13年春季 (1816) 秋季	30,126.12 30,216.97	1,563.42 1,565.88	1,000 1,000	0 0	2,472.57 3,546.71	30,216.97 29,230.61	勘定名代
文化14年春季 (1817) 秋季	29,230.61 29,888.31	1,520.28 1,315.9	0 806.19	0 6,885	868.11 0	29,888.31 38,894.59	
文政元年春季 (1818) 秋季	38,894.59 33,641.12	1,801.04 1,403.45	0 0	0 0	7,054.51 7,447.74	33,641.12 27,596.83	
文政2年春季* (1819) 秋季	27,596.83 30,664.75	1,655.81 1,335.24	1,412.11 527.54	0 0	0 0	30,664.75 32,527.53	
文政3年春季 (1820) 秋季	32,527.53 34,428.63	1,628.5 1,421.5	272.6 641.99	0 11,430	0 0	34,428.63 47,922.12	
文政4年春季 (1821) 秋季	47,922.12 45,028.71	2,045.69 1,664.46	0 0	0 0	4,939.1 914.53	45,028.71 45,778.64	元方掛名代
文政5年春季* (1822) 秋季	45,778.64 49,025.8	2,293.09 1,756.07	954.07 0	0 0	0 235.38	49,025.8 50,546.49	
文政6年春季 (1823) 秋季	50,546.49 52,536.38	2,116.81 1,836.53	0 93.07	0 14,702	126.92 0	52,536.38 69,167.98	
文政7年春季* (1824) 秋季	69,167.98 70,959.18	2,621.45 2,670	0 0	0 0	830.25 453.98	70,959.18 73,175.2	

宿持手代と報酬（西坂）

年季	期首	利子	預り	割銀預り	渡し	期末	職階
文政8年春季 (1825) 秋季	73,175.2 76,018.15	2,730.05 2,374.74	112.9 0	0 0	0 760.15	76,018.15 77,632.74	加判名代
文政9年春季 (1826) 秋季	77,632.74 77,692.87	2,850.85 2,413.12	0 0	0 22,000	2,790.72 9,331.78	77,692.87 92,774.21	元ノ
文政10年春季* (1827) 秋季	92,774.21 77,867.54	3,761.7 2,417.58	0 0	0 0	18,668.37 16,305.5	77,867.54 63,979.62	
文政11年春季 (1828) 秋季	63,979.62 63,846.83	2,480.85 2,095.77	0 0	0 0	2,613.64 1,656.44	63,846.83 64,286.16	
文政12年春季 (1829) 秋季	64,286.16 66,849.25	2,480.16 2,164.59	73.93 523.57	0 33,849	0 0	66,849.25 103,386.41	
天保元年春季* (1830) 秋季	103,386.41 107,692.13	4,093.33 3,100.71	212.39 0	0 0	0 81.51	107,692.13 110,711.33	
天保2年春季	110,711.33	3,747.28	0	0	4,579.84	109,878.77	

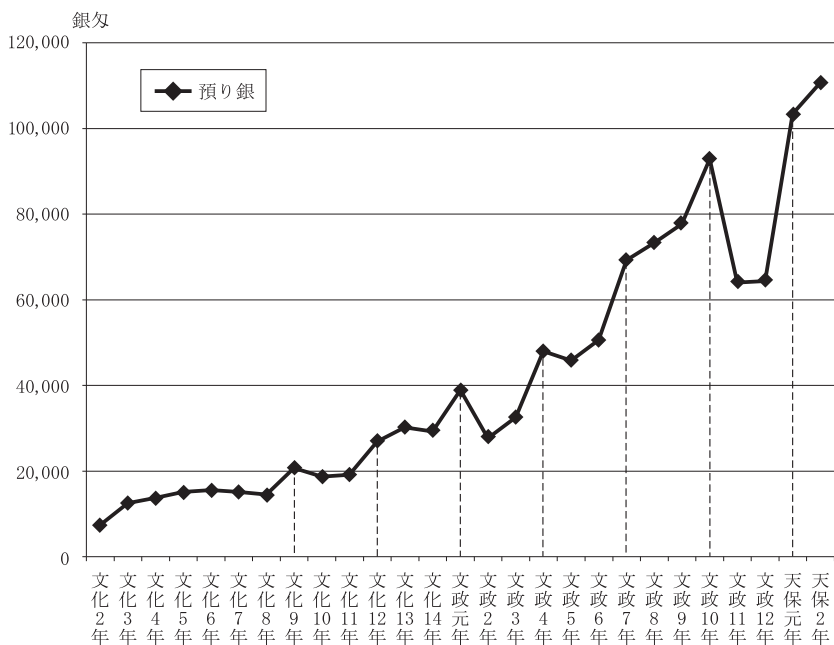
出所) 「通勤元手銀預控」(三井文庫所蔵史料 本1923~1927)。

注) 単位は銀匁。[年季]のうち*印がついたものは、閏月が含まれることを示す。

第21表において、文化二年(一八〇五)春季の期首には銀七貫三二一匁余だったものが、天保二年(一八三一)春季期末には、銀一〇九貫八七八匁余になっており、宿持手代としてつとめた二六年半の間に預り銀が一五倍になっている。第3図は、各年の春季期首の預り銀額の増加の様子をグラフに示したものである。順調に増えている様子がわかるが、特に文化九年、同一二年、文政元年、同四年、同七年と、三年ごとに預り銀が顕著に増加しているのが特徴的である

増加の内容についてみていこう。預り銀額は、①半季ごとの利子、②割銀、③その他、によって増加する。

①利子について。第21表からは毎季確実に計上されていることがわかる。五三季分の利子の総額を計算すると、銀八六貫六九六匁七分九厘に達する。前節の〈天明八年の利子規程〉(第16表)によれば、預り銀三〇貫目までは、職階にかかわらず、月〇・八パーセントの利子がつくことになっている。利子は春季・秋季の半年ごとにつく。第21表の文化三年(一八〇六)の春季・秋季の利率を計算すると、まさに第17表で検討したように春季分(六・五ヵ月)が五・二パーセント、また秋季分(五・五ヵ月)が四・四パーセントになっている。閏月がある年については、その閏月があるほうの半年の利子に〇・八パーセントが上乘せされている



第3図 泉常右衛門の預り銀 (文化2年~天保2年)

出所) 第21表より作成。

る。

第21表によると、泉常右衛門の預り銀は、文化一三年(一八一六)春季に、銀三〇貫目をこえる。銀三〇貫目をこえた部分には、職階によって上限が異なるが(第16表参照)、一年に五パーセントの利子がつくことになっている。第21表から、銀三〇貫目をこえた額について計算すると、春季半年分の利率はさきに第17表で検討したように二・七パーセント、秋季半年分の利率は二・三パーセントになっている。閏月がある年については、その閏月があるほうの半年の利子に、〇・四パーセントが上乘せされている。

② 割銀預りについて。九回にわたって計上され、総計は銀一〇四貫九六一匁になる。割銀の対象となる期間と割銀が「通勤元手銀預控」に計上される時期との間には三年のずれがある。たとえば文化二年(一八〇五) 秋季計上分は、常右衛門が支配役だった寛政一二年(一七九九) から享和二年(一八〇二) までの期間を対象とするものである。次の文化五年

（二八〇八）秋季計上分が少ないのは、先に述べた通り、常右衛門が支配を退役したあと後見格に任じられるまでに勤務の空白期間があるためである。これら九回の計上額は、第14表、第15表に記載された額と一致する。なお第15表のうち、最後の二回の分の計上は、天保二年の退職後となるので、第21表には記載されていない（第22表参照）。ちなみに第3図をみると、先に指摘したように、文化九年、同一二年、文政元年、同四年、同七年と、三年ごとに預り銀の額が増えていることがみてとれるが、これはそれぞれその前年秋季に割銀が支給されたことによるものである。

③その他の「預り」について。五三季のうち一四季に、あわせて銀八貫六三〇匁三分六厘が預けられている。役料の使い残しが預けられる可能性もあるが、どのような資金なのかは、史料に注記がないのでその仔細は不明である。

一方、預り銀額を減らすのは「渡し」である。五三季のうち二八季に、あわせて銀九七貫七三匁四分五厘が引き渡されている。このうち文政一〇年（一八二七）の春季・秋季にあわせて銀三四貫九七三匁余が渡されているが目立つ。預り銀は、特別な出費（例えば家屋敷の購入など）により半季ごとの役料で賄いきれない場合に、引き出されたと考えられる。しかし具体的に何に使われていたのかは、史料に注記がないので不明である。

退職後の預り銀―泉常右衛門の事例 泉常右衛門は、天保二年（一八三一）正月二十八日に退職した。「通勤元手銀預控」の最終額（銀一〇九貫八七八匁七分七厘）は、「通勤退役預銀控」という帳簿に移されて管理されることになる。

「通勤退役預銀控」に記載される基本的な項目は、「通勤元手銀預控」と同様、期首の銀額、その利子、新規の預り、渡し（手代からみると引出し）、それらを差引きした期末の合計銀額である。天保二年（一八三一）秋季から天保二二年（一八四一）秋季までをまとめたのが第22表である。その後、記録が欠けている一六カ年の間において、安政五年（一八五八）春季から明治元年（一八六六）秋季までをまとめたのが第23表である。

第22表において注目されるのは、退職後も預り銀が増加していることである。宿持手代の預り銀の増加は退職で終止

第22表 泉常右衛門の預り銀額（天保2年秋季～天保12年秋季）

年 季	期 首	利 子	預 り	渡 し	期 末
天保2年秋季	109,878.77	2,115.17	0	3,106.61	108,887.33
天保3年春季 (1832) 秋季*	108,887.33 108,490.91	2,477.19 2,468.17	0 37,900	2,873.61 2,726.68	108,490.91 146,132.4
天保4年春季 (1834) 秋季	146,132.4 146,875.51	2,957.5 2,502.5	0 0	2,214.39 2,779.93	146,875.51 146,598.08
天保5年春季 (1834) 秋季	146,598.08 140,306.67	2,957.5 2,502.5	0 0	9,248.91 2,423.7	140,306.67 140,385.47
天保6年春季 (1835) 秋季*	140,385.47 141,082.07	2,957.5 2,957.5	0 16,950	2,260.9 2,289.15	141,082.07 158,700.42
天保7年春季 (1836) 秋季	158,700.42 159,584.82	2,957.5 2,502.5	0 0	2,073.1 2,736.22	159,584.82 159,351.1
天保8年春季 (1837) 秋季	159,351.1 159,136.55	2,957.5 2,502.5	0 0	3,172.05 2,571.18	159,136.55 159,067.87
天保9年春季* (1838) 秋季	159,067.87 159,393.53	3,412.5 2,502.5	0 23,000	3,086.84 4,171.09	159,393.53 180,724.94
天保10年春季 (1839) 秋季	180,724.94 180,824.76	2,957.5 2,502.5	0 0	2,857.68 3,304.25	180,824.76 180,023.01
天保11年春季 (1840) 秋季	180,023.01 179,909.56	2,957.5 2,502.5	0 0	3,070.95 2,905.86	179,909.56 179,506.2
天保12年春季* (1841) 秋季	179,506.2 177,584.21	3,412.5 2,502.5	0 0	5,334.49 2,903.66	177,584.21 179,049.05

出所) 「通勤退役預銀控」(三井文庫所蔵史料 続1774、続1775)。

注) 単位は銀匁。[年季]のあとの*印は閏月が含まれていることを示す。

符が打たれるわけではない。泉常右衛門は、天保九年（一八三八）一〇月三日に六九歳で没しているが、その後も預り銀は増えている。退役時の銀一〇九貫八七八匁余が、一〇年後の天保一二年（一八四一）秋季には、銀一七九貫〇四九匁余に増えている。第4図は、各年の春季期首の預り銀額をグラフに示したものである。

預り銀の増加は、まず、毎季に計上される利子によってもたらされている。第22表から一〇年半（二二季）の利子の総額を計算すると、銀五七貫五六五匁五分三厘に達する。かなり大きな額であると言えよう。

〈天明八年の死後利子規程〉（第18表）では

利子がつくのは「後家相続之分」など当人の死亡を前提としているが、前節でみたように実際には存命中の退役の場合も利子がつく。常右衛門の預り銀の場合も、退職後すぐに利子がつけられている。第22表から計算すると、天保二年（一八三一）秋季半年分の利率は一・九二五パーセント、天保三年（一八三二）春季半年分の利率は二・二七五パーセントとなる。一カ月に〇・三五パーセントの計算になる。これは第18表の規程での「後家相続之分」に相当する利率で

第23表 泉常右衛門の預り銀額（安政5年春季～明治元年春季）

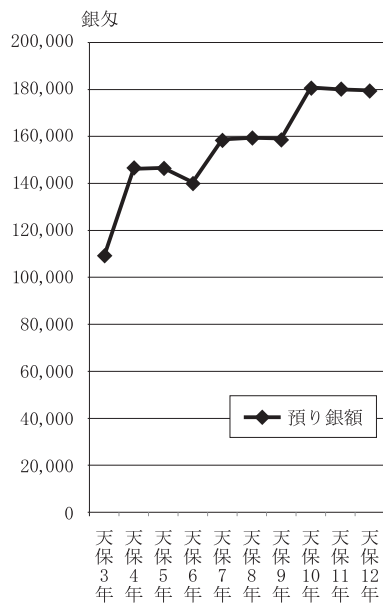
年季	期首	利子	預り	渡し	期末
安政5年春季 (1858) 秋季	163,290.55 159,213.87	0 0	0 0	4,076.68 4,600.4	159,213.87 154,613.46
安政6年春季 (1859) 秋季	154,613.46 151,781.73	0 0	0 0	2,831.73 8,826.25	151,781.73 142,955.48
万延元年春季 (1860) 秋季	142,955.48 140,158.19	0 0	0 0	2,797.29 2,797.05	140,158.19 137,361.14
文久元年春季 (1861) 秋季	137,361.14 134,524.22	0 0	0 0	2,836.92 3,163.49	134,524.22 131,360.73
文久2年春季 (1862) 秋季	131,360.73 128,584.83	0 0	0 0	2,775.9 3,019.07	128,584.83 125,565.76
文久3年春季 (1863) 秋季	125,565.76 122,530.69	0 0	0 0	3,035.07 3,182.22	122,530.69 119,342.47
元治元年春季 (1864) 秋季	119,342.47 116,106.04	0 0	0 0	3,236.43 3,941.35	116,106.04 112,164.69
慶応元年春季 (1865) 秋季	112,164.69 108,478.89	0 0	0 0	3,685.8 3,865.41	108,478.89 104,613.48
慶応2年春季 (1866) 秋季	104,613.48 100,752.55	0 0	0 0	3,860.93 6,611.17	100,752.55 94,141.38
慶応3年春季 (1867) 秋季	94,141.38 90,569.64	0 0	0 0	3,571.74 3,515.04	90,569.64 87,054.6
明治元年春季 (1868) 秋季	87,054.6 83,730.75	0 0	0 0	3,323.85 2,890.6	83,730.75 80,840.15

出所) 「通勤退役預銀控」(三井文庫所蔵史料 続1776、続1777)。
注) 単位は銀匁。

第22表をみると天保四年（一八三三）春季以降の利子は、春季は二貫九七七匁五分、秋季は二貫五〇二匁五分という一定値を示す場合が多い。これは預り銀の総額が、元々の預り銀の利子つき上限額、銀一三〇貫目をこえたことによる。銀に対する利子を計算すると、春季の利子二貫九七七匁五分は、銀一三〇貫目の二・二七五パーセント、秋季の利子二貫五〇二匁五分は一・九二五パーセントの額である。閏月がある年については、その閏月があるほうの半年の利子に、〇・三五パーセントが上乘せされている。

預り銀の増加の要因のうちひとつは、新規の預りである。第4図をみると、天保四年、同七年、同一〇年に預り銀額が大きく伸びていることがわかる。これは天保三年（一八三二）秋季、同六年秋季、同九年秋季に預りがあったことによる。この三季で合計銀七七貫八五〇匁に達する。このうち、天保三年、同六年の預りは、第15表のうち、「文政一三寅春」「天保四巳春」分の割銀に相当する。天保九年の預りについては、この年に泉常右衛

ある。



第4図 泉常右衛門預り銀 (天保3年～同12年)

出所) 第22表より作成。

門が死亡しているのです、これと関連する可能性があるが、事情は不明である。

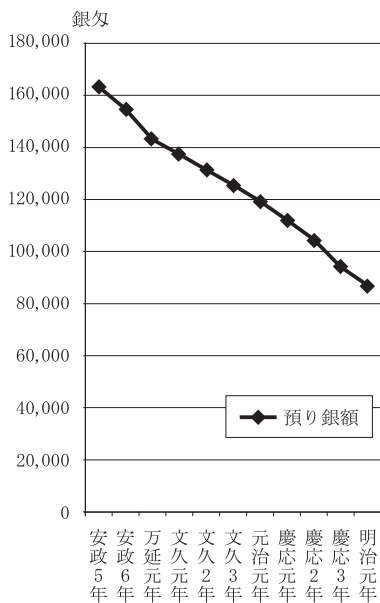
これに対して渡しをみると、こちらは毎季に引き渡されている。一〇年半(二二季)の総額を計算すると六八貫一一匁二分五厘である。一季平均で銀三貫二四三匁余となる。退職後は、それまで支給されていた役料がなくなるので、預り銀からの引渡し(遺族の側からみると「引出し」)が、常右衛門とその家族の生活を維持し生活を賄う上で重要な役割をはたしたものである。

と推測される。現代に引きつけてみれば、退職後の年金のイメージでとらえることができよう。

第22表は天保一二年(一八四二)秋季で終わっているが、これは「通勤退役預銀控」が残っていない期間に入ったためである。その後、安政五年(一八五八)春季からまた、同史料が残っている期間となる(第23表)。安政五年(一八五八)春季の時点で、第22表から一六カ年たっているが、預り銀の額は一六三貫二九〇匁余も残っている。その後、預り銀は一貫して減少し続け、明治元年(一八六八)秋季には銀八二貫四四匁三分九厘になっている。

また第23表からは、冒頭の安政五年(一八五八)春季の時点ですでに、利子の計上はなくなっていることがわかる。

前節「四 預り銀の利子」でみた通り、「通勤退役預銀控」六番以降の改訂規程「廿六年目より役柄之不及差別一統利なし」が適用されたとみられる。ちなみに安政五年(一八五八)春季は、退職から二八年目、死亡から二一年目である。「通勤退役預銀控」に記された年数「廿六年目」については、退職の年を基準として適用されたものとみられる。



第5図 泉常右衛門預り銀 (安政5～明治元年)

出所) 第23表より作成。

新規の預りもみられない。これに対して、渡しは毎季みられる。一一年間の渡し総額は、銀八二貫四四四匁三分九厘で、一季平均で銀三貫七四七匁余となっている。第5図は、各年の春季期首の預り銀額の変化の様子をグラフに示したものである。ほぼ一直線に減り続けていることがわかる。

明治維新以後の措置—上嶋喜三兵衛の事例 「通勤退役預銀控」は、明治元年（一八六八）秋季まで記載がある。その時点での泉常右衛門（法名俊義）の預り銀としては、銀八二貫四四四匁三分九厘が記録されている。これはこのあとどうなったか。預り銀は、ひとり泉常右衛門だけではないので、宿持手代の預り銀は全体としては莫大な額になる。⁽⁷⁾ それらをどのように処理したのかは、三井の近世から近代への移行過程を説明するうえで、大きな論点である。しかしながら、本店一巻の史料の中には、管見の限りでは、どう処理したかを明示するものはない。⁽⁸⁾

この問題を説明する上で手がかりになるのは、宿持手代の側に残された史料である。さいわいなことに、寛政から文政期にかけて元々を勤めた上嶋喜三兵衛（第2表・第20表参照）の家文書（上嶋家文書）が伝存している。樋口知子氏の史料紹介によると、上嶋喜三兵衛（初代七郎兵衛）の預り銀は、明治になっても三越呉服店に引き継がれており、それを示す明治期の帳簿が上嶋家文書のうちに存在する。⁽⁹⁾ さらに樋口知子氏の御教示によれば、その帳簿「功々金下渡受帳」（上嶋家文書）には、明治七年（一八七四）十一月付けの「記置」と題した上嶋七郎兵衛（四代目、喜三兵衛の曾孫）のメ

モ書きが挿入されている。その「記置」には、上嶋喜三兵衛の預り銀について、上嶋七郎兵衛（四代目）が三越呉服店に問い合わせたところ、それが一二〇〇両ほど存在しており、それを二五カ年で七郎兵衛へ割り渡すことになったと記されていることである。ちなみに越後屋側の「通勤退役預銀控」十五番¹⁰では、上嶋喜三兵衛の預り銀は、明治元年秋季の時点で銀七二貫三六一匁余と記録されている。金一兩〓銀六〇匁とすれば、これはおよそ一二〇〇両となり、「記置」の記述と符合する。さらにまた「功々金下渡受帳」（上嶋家文書）自体には、明治三年（一八九〇）八月から同四年二月までの間に二六回にわたって九九九匁が下げ渡されたことが記されているとのことである。

このような上嶋喜三兵衛の事例からみれば、京本店の「通勤退役預銀控」に記された宿持手代の預り銀は、三越呉服店に引き継がれ、請求があれば宿持手代の子孫に渡されたであろうことが推測される。

（一）宿持手代の自分商売の実態については、享保二〇年（一七三五）に京都に勤めている手代のなかで自分営業をしていた者二人についての状況が知られている（『三井事業史 本篇一』二六・二六二ページ）。その後、前節の注（五）に挙げた天明七年（一七八七）二月の「御申渡書」（三井文庫所蔵史料 本一六二九）では、元方掛名代以上についての自分商売が許可されるようになった。しかしその実態についてはよくわかっていない。筆者の前稿「京本店元〓市川忠三郎奉公履歴（続）」では、幕末期に元〓を勤めた市川忠三郎について、無商売ではなかったかと推測した。それは明治五年（一八八二）「西京相統講中履歴一綴」（三井文庫所蔵史料 別二五七〇）において忠三郎の娘なかの職業が「雑業」としてあることにより、家業が形成されていないとみたものである。本稿の「はじめに」の注（二）でふれ、本節でも取り上げた上嶋喜三兵衛（〓初代七郎兵衛）については、勤務期間中に銀箔仲間間の箔株を取得していたことがわかるが（樋口知子「越後屋別家上嶋家文書」（『三井文庫論叢』二九号、一四九ページ他）、喜三兵衛自身が実際にどの程度かかわったかは明らかでない。宿持手代の勤務期間中の自分商売については、今後とも具体的な事例に基づいた説明が必要であ

る。

(2) 「通勤元手銀預控」は享保一六年から宝暦一二年、寛政元年(一七八九)から天保九年(一八三八)、安政五年(一八五八)〜明治元年(一八六八)の期間の分が現存している(三井文庫所蔵史料 統一七七〇、本一九二〇〜一九二八)。

(3) 文化二年(一八〇五)春季における泉新九郎(≡常右衛門)の部分は以下の通り(「通勤元手銀預控」三井文庫所蔵史料 本一九二二)。

一 七〇三百式拾壹匁八分八厘

泉新九郎

利マ舟チシ、エ入ツ

内 百八拾壹匁七分壹厘 渡

差引〆七貫五百式拾匁九分壹厘

(4) 天保二年(一八三一)秋季の泉常右衛門の部分は以下の通り(「通勤退役預銀控」三井文庫所蔵史料 統一一七七四)。

元〆一年舟マシ、建

一 百九貫八百七拾八匁七分七厘

泉常右衛門

リセ〆舟シサイ入エリン

春秋マサ

内 三貫百六匁六分壹厘 渡

指引〆百八貫八百八拾七匁三分三厘

(5) 「本店筋三都店々并元方松坂店大元〆ヨリ通勤支配迄死去之者法名并姓名録」(三井文庫所蔵史料 本九九四)。なお天保九年(一八三八)秋季の「大元方勘定目録」(三井文庫所蔵史料 統三一〇一)の「払方」の中に「銀四拾三匁 泉常右衛門死去香奠」という項目がみられる。

(6) 安政五年(一八五八)春季の泉俊義(常右衛門)の部分は以下の通り(「通勤退役預銀控」三井文庫所蔵史料 統一一七七六)。

元〆廿八年

一 百六拾三貫式百九拾又五分五厘 泉 俊義

内 四貫七拾六又六分八厘 渡 無利

ノ 百五拾九貫式百拾三又八分七厘

(7) 「通勤元手銀預控」(三井文庫所蔵史料 続一七七七) によると、明治元年(一八六八)秋季には泉俊儀を含めて六九人が記され、期末の預り銀の総額は、銀二七三五貫二五五又一分八厘になっている。

(8) 三井家の家業のもう一つの柱である両替店一巻が、明治にはいつてからどのように処理されたかについては、粕谷誠氏の研究がある(粕谷誠『豪商の三井—三井家の家業再編過程の分析』名古屋大学出版会、二〇〇二年)。それによれば、明治六年(一八七三)に西京両替店が西京御用所に合併される際には、両替店の「別宅共当座預」ならびに「手代望性其外預」が御用所に引き継がれている(同書一八ページ)。

(9) 樋口知子「越後屋別家上嶋家文書」(『三井文庫論叢』二九号、一九九五年)一五二ページ参照。

(10) 「通勤退役預銀控」(三井文庫所蔵史料 続一七七七)。ここで、喜三兵衛は、法名の「祖弘」で記されている。

おわりに

本稿では、十九世紀前半における三井越後屋京本店の宿持手代の報酬について、①役料、②割銀、③預り銀の利子という三つの柱に即して検討してきた。その際、報酬の種類ごとに支給額の規程を検討することに加え、個別的な事例に即して、実際に支給された額を確認することを試みた。

報酬の規程としては、①役料については〈寛政二年の役料規程〉(第3表)、②割銀については享保一六年「名目役歩株規矩録(第13表)、③預り銀の利子については〈天明八年の利子規程〉(第16表)、〈天明八年の死後利子規程〉(第18

第24表 泉常右衛門が住込期・宿持期に得た報酬額

	住込期・26年 (安永6～享和2)	宿持期・27年 (文化2春～天保2春)	cf. 退職後・11年 (天保2秋～同12秋)
年褒美	855匁	—	—
役料・小遣い	12貫300匁	148貫195匁1分	—
割 銀	10貫805匁	155貫251匁	—
望性銀	19貫000匁	—	—
預り銀の利子	—	86貫696匁7分9厘	57貫565匁5分3厘
合 計	銀42貫960匁	銀390貫143匁8分9厘	銀57貫565匁5分3厘

出所) 第9表、第10表、第14表、第15表、第21表、第22表より作成。

- 注) 1. 住込期のうち安永6年から同9年までの4年間は無報酬。
 2. 「割銀」は「通動手元銀預控」等に計上された時点ではなく、割銀の対象とされた時期によって区分した。
 3. 退職後の「預り銀の利子」は定められた25年分のうち、金額があきらかな10.5年分。

表) が、十九世紀前半においても基本的な規程として引き継がれていることが確認できた。

実際の個別的な事例としては、元ノ・泉常右衛門についてとりあげた。彼が宿持手代であった時期の二七年間（文化二年から天保二年）に得た報酬額をまとめると次のようになる。

① 役料について。泉常右衛門が文化二年春季から天保元年秋季までに得た役料の額をまとめると、銀一四八貫一九五匁一分に達する（第9表）。

② 割銀について。文化二年から天保二年の時期に相当する分の割銀として、泉常右衛門が得た銀額は、合計銀一五五貫二五一匁に達する（第14表・第15表）。

③ 預り銀の利子について。泉常右衛門が文化二年春季から天保二年春季までに得た、利子の総額を計算すると、銀八六貫六九六匁七分九厘に達する（第21表）。

これらの役料・割銀・預り銀の利子の三種を合計すると、銀三九〇貫一四三匁余となった。金一両〓銀六〇匁で計算すると、金六五〇二両余に相当する額である。

ちなみに、常右衛門が住込み手代と別宅手代のそれぞれの時期に取得した報酬をまとめたものが第24表である。宿持手代の二七年間に得た報酬総額は、

住込み手代の二六年間に得た報酬の九倍になる。最終的に、泉常右衛門は、住込み手代期・宿持手代期にあわせて銀四三三貫一〇三匁余を主家から獲得したことになる。さらに第24表に付け加えたように、退職後も在職時に蓄積した預り銀の利子として一〇年余の間だけで銀五七貫五六五匁余を得ていた（第22表）。

近世社会は、自営業を基本とする世界である。そこでは自分の経営を持たず他人に使役される奉公人はマイナーな存在であった。宿持手代は、住込みではないが、奉公人のうちに含まれる。本稿で検討したような、自分自身の経営によるのではない、主家からの報酬によって蓄財をなした越後屋の宿持手代のありようは、近世社会における被備者としては極限的な、稀有な事例と言えるであろう。

主家の立場からみると、越後屋のような多店舗で多くの奉公人を抱える大経営を成り立たせるには、主家に替わって実際に経営を担っていく有能な奉公人が必要である。宿持手代に対する報酬は、彼らの忠誠を調達するために不可欠な経費ととらえることができる。さらに本稿で明らかになったような越後屋の宿持手代の報酬の格段の多さは、彼らの経営における関与が、単なる管理業務にとどまらないレベルにあったことを示唆するものであろう（その関与の実態の解明は今後の課題である）。

一方で、宿持手代への報酬は、越後屋の経営にとっては固定的な経費として重い負担になっていたこともたしかである。そのため幕末の経営難の中において、宿持手代の役料の削減がはかられた。しかし一方では物価高を理由に割増が行われるなど、削減措置は貫徹しなかった。宿持手代に依存する経営体制である以上、削減にはおのずから限度があったと考えられる。結局のところ越後屋においては、宿持手代の厚遇が、近世を通じて基本的に維持されていたと言えるであろう。